

令和3年第2回大洗町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年6月9日（水曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	小沼正男君	2番	勝村勝一君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	柴田佑美子君
7番	飯田英樹君	8番	今村和章君
9番	和田淳也君	10番	海老沢功泰君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	渡邊澄人	総務課長	清宮和之
税務課長	磯崎宗久	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	本城正幸
健康増進課長	佐藤邦夫	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	津幡紀昭	農林水産課長	有田和義
商工観光課長	長谷川満	教育次長兼 学校教育課長	高柳成人

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（小沼正男君） おはようございます。会議開催に当たり、申し上げます。

今定例議会は、コロナウイルス感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルス予防および拡大防止のため、マスク着用にて出席をいたします。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるよう、お願い申し上げます。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（小沼正男君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（小沼正男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、11番 坂本純治君、12番 菊地昇悦君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（小沼正男君） 本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

◎一般質問

○議長（小沼正男君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要綱は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

◇ 伊 藤 豊 君

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

[スクリーンを使用しての質問]

○4番（伊藤 豊君） おはようございます。本日は、サンビーチの有効活用と通年有料化の可能性ということで質問させていただきます。

まず初めに、大洗町ですね、本日9日に望まずも指定されてしまった感染拡大市町村の指定が解除され、また明日から平常に戻ることになります。この間ですね、新型コロナウイルス感染症の対応に追われる健康増進課をはじめ町長、執行部、また、エッセンシャルワーカーと呼ばれるコロナに直面する最前線で働く方々に対しまして、感謝と敬意を表しまして質問に入らせていただきます。

それでは、サンビーチの有効活用ということで、これまでの議会でもサンビーチに対しては同僚の議員からも様々な提言や提案があったかと思います。私はですね、さらに角度を変えて質問をさせていただきます。

前段です。小谷前町長がサンビーチをビーチスポーツのメッカや広大な砂浜の活用を模索してきました。いばらき国体の際にビーチバレーコートがさらに大きく整備されましたけど、現在、新型コロナウイルスの影響もありましたけど、今現在のビーチバレーコートというのは、もう砂利が上がってしまって、とても利用者がいる状況ではない、過去からもそういう指摘はありました。夏場の一部の大会がある時しか使っていないんじゃないかということもありましたけど、施政方針でも盛り込みましたユニバーサルビーチとしてのサンビーチの活用、そして海水浴シーズン以外での活用について、現在では震災を機に海水浴客が減少している現状で、大洗町として今後、サンビーチをどのように活用していくのか、まずはその方針について伺いたいと思います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） おはようございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在の大洗サンビーチの活用状況等についてということでございますけれども、こちらサンビーチの活用状況につきましては、夏季期間のですね海水浴場開設の期間を中心にですね、現在では年間を通じてサーフィンをはじめとするマリレジャー、また、春の季節にはですね、潮干狩りの方に大変多く来ていただいている、それから、日頃から地元の方々が日常的に散歩を楽しんでいるというような状況で、多くの方にご利用いただいているというふうに認識しております。

また、海水浴客につきましては、議員のご指摘のとおりですね、主に東日本大震災以降、海水浴離れ、また、レジャーの多様化などにより減少傾向にあるところでございますけれども、海水浴期間中にはですねユニバーサルビーチとして、ランディーズと言われる水陸両用の車椅子を用意いたしまして、障害のある方にもご利用いただくなどですね、どなたでも楽しめるビーチ環境の充実に努めているところでございます。

また、毎年サンビーチで大会のほうを行っており、また、2019年にはいばらき国体を開催したビーチバレーについてでございますけれども、去年は海水浴場を開設しなかった関係で整備のほうを行っておりませんでした。例年は海水浴期間前にですね整備をして楽しんでいただいているところでございます。

しかしながら、議員のご指摘のとおりですね、海水浴期間の以外にはですね、サンビーチ海岸の

特性上、一度強い風が吹いてしまうと砂が飛ばされてしまうということもあり、環境維持が非常に難しいということも事実でございます。

また、今後のサンビーチの活用ということでございますけれども、まずですね、持続可能な海水浴事業を推進しつつですね、近年、町としても積極的にPRをしている浜辺が鏡のように反射してですね、写真映えするリフレクションビーチとしての発信・活用、さらにはですね、新たなビーチの活用方法ですね、例えば昨年、観光協会が行いまして非常に話題になりましたけれども、砂浜図書館のような活用方法、また、大洗観光おもてなし推進協議会がやはり行いましたけれども、テントサウナを用いて潮湯治といった事業も展開されておりまして、いろいろ新しい発想によりまして斬新な展開が徐々に図られてきているというふうに思っておりますし、そういった発想がですね、また今後も求められてくるんだろうというふうに思っております。

また、ひたちなか・大洗リゾート構想も現在進められているところでありまして、今後の方針とか、あるいは開発の計画も今後示されてくる可能性もあるのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 答弁のなかでもありました観光協会がやりました砂浜図書館、また、おもてなし推進協議会がやりましたいろいろな取り組みはですね、大洗町のグレードアップですか、町長もよく言っておりますが、町がグレードアップ、大洗サンビーチのグレードアップにどんどんつながっているととても有意義なことだと思います。

海水浴期間以外の利用というところで、私は今、直近のゴールデンウィークも有料化にしました。私は、さらに踏み込んで、通年の有料化をしてもいいんじゃないか、観光地では駐車場がただというところは、反対に珍しくなっていて、大洗はずっと海水浴シーズン以外は無料でやってきました。3年前ですか、2年前ですか、初めてゴールデンウィーク期間中を、主に潮干狩りのお客様がたくさん来るということで、占有許可を県からいただいて有料にして、そして整備をするというところまできました。私はさらに踏み込んで通年の有料化の可能性を今日の質問で探っていきたいと思います。

そのゴールデンウィーク期間中、海水浴期間中の有人での徴収をされておりますが、その占有時期の運営コストというものをまず伺いたいと思います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

通年で駐車場の有料化の可能性といったご質問でございますけれども、まず、商工観光課としましてはですね、海水浴事業をはじめとする各種事業の財源として駐車場収入を充てられないかという思いは当然ながらございます。それに伴ってですね有料化の拡大が図れないかといった検討を行う時期に来ているといった認識はございます。

そこで、まず駐車場有料化に係るコストというような質問でございますけれども、ゴールデンウィーク、夏季期間、合わせてでございますけれども、2年前、令和元年度に始めて、ゴールデンウィーク期間も徴収が始まったというところで、ゴールデンウィーク期間、夏季期間を合わせまして約2、

300万円ほどコストのほうは、費用のほうはかかっている状況でございます。また、今年度ですね、令和3年度におきましては、ゴールデンウィーク、夏季期間を合わせて約1,600万円ほどを予定をしているところでございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 今の2,300万と1,600万というと、大体4,000万、年間でということによかったのかな。違うんですか。平時ですね。失礼しました。その2,000万のコストですね、表のほうで出ささせていただきましたけど、震災前は駐車場の入り込み台数、平成22年ですね、8万4,000台ありましたが、令和元年、海水浴期間中は3万7,000台、そしてゴールデンウィーク期間中は1万2,000台と。海水浴期間に限っては、約半分減ってしまいました。このグラフもでこぼこあります。その年の天候などが一番左右されると思うんですけど、大体ピークの半分強にまで減ってしまっている、そんな現状があります。そして、何千万と、占有というのは駐車場の徴収する人だけではないと思うんですけど、そのなかで全体でサンビーチに係るお金としてそれだけあると。

私が提案したいのは、ゲート式、よく有料駐車場なんかでありますけど、ゲート式、入り口でチケットを取って出口でチケットを入れて、使った時間に応じて料金を払うというのが一般的なゲート式の駐車場だと思うんですが、そのコストというんですかね、それと比べてみたら、有人で海水浴期間なんていうのは入り口が1カ所、2カ所、3カ所、大きく分けて3カ所だと思うんですけど、その有人徴収のその人員のコストっていうのは、そこだけは数字で出てますか。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

有人化に伴うコストというところで、地盤整備とかそういったものを除いた、要はガードマン、警備員を雇用している部分ということだと思いますけれども、約ですね、夏の期間だけです、少々お待ちください、1日当たりで申し上げますと、約8万円ほどのコストというふうに考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 意外と安かったんですね。掛ける30日間、まあそんなたいしたあれじゃなかったんですけど、私はさらに、情報といいますか、駐車場を運営しているとか、駐車場のオーナーになった方に話を聞いたら、ゲート式の機械というのは、安いところで数十万円から、高くても百数十万円だという見積りをいただきました。そのゲート式というのは、電気工事とか、また、地面を掘らなくちゃいけないので工事費用がかかると思います。それを見ても、その2倍程度のコストで、1基当たりです。1基ですけど、大洗では入り口がいっぱいありますから何基設置するかまでは具体的に言いませんけど、1基当たりのコストとしては数百万円で済んでしまうという見積りもいただきました。その無人にした時に対するトラブルというのが心配になると思うんですけど、そのメーカーが設置して、主に警備会社のほうが保守点検を行ったり、いざという時には駆け付けてくれるというのが一般的だと思うんですが、その保守料、点検料も見積らせていただきましたら、一般的に1人分の平均賃金ぐらいだと、500万いかないぐらいの話でした。町として夏場の期間とかゴールデン

ウイーク期間の有人徴収で、それが雇用を生んでいるという意味では大変賛同をいたしますけど、ゴールデンウイーク期間中の、今年でいうと九日間かな、それ以外の土日なんかも、あれだけ人来てんだからって言う声は皆さんも肌感覚であると思うんですけど、そういうところもやっていくには、どんどんコストもかかっていく、無人の徴収機であればそのようなコストの心配はいらないと思います。そのコスト面を今、私が申し上げたコスト面を考えると、無人徴収の検討には、今までにはなかったと思うんですけど、無人徴収のゲート式のほうでは検討はされますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、伊藤議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず、お答えする前にですね、先ほど有人徴収の際のコストといったご質問で、私のちょっと認識が違っておりまして、確認させていただきましたところ、8万円というお答えをしてしまったんですけども、実際には1日当たり18万円といったところで、誤りでございました。夏の期間でございますと、約640万円ほどの警備に係る費用ということで、大変申し訳ございません。訂正させていただきます。

それで、ご質問の駐車場の料金徴収方法、ゲート式の運用はいかがかというご質問でございますけれども、まずこちらにつきましてはですね、常設の公設物が設置できるかといったところで、まず海岸管理者の許可が受けられるかといった問題がございます。また、設置の費用の面につきましても、1基当たりですね、かなりの高額のコストがかかるという見積りをいただいているところでございます。

また、今後の開発の計画も見通しがまだ見えないというところもございますので、先行的な投資というところがなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

また、そのゲート式の運用につきましては、議員がおっしゃるとおり無人化の対応でできるというところがございますけれども、過去にはですね、まず平成4年に海浜公園が整備をされた際に、あそこの駐車場も、海浜公園の駐車場も運用が始まったということですが、まずはその時はゲート式の駐車場で運用が始まったというふうに伺っております。しかしながらですね、ゲートの位置が県道に非常に近かったということもあって、県道に渋滞が発生しやすかったことやですね、また、設備のほうにですね砂が詰まってしまうといったところで、故障やですね、ゲートが正常に作動しないといったことが頻発したといったところで、そちらの運用を取りやめて有人での対応になったというふうにやった経緯があるというふうに伺っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 後で質問しようとしたところだったんですけど、今年ですねゴールデンウイーク期間、その有人徴収をずっとやってきましたけど、今年ゴールデンウイーク、私も海に何度か行かせていただいて大変賑わっているなと思いました。ちょっとサーファーの方と仲良く話をして、ゴールデンウイーク後に連絡いただいて、こんなことあったんだよっていうことがありました。サーファーというのは、もう朝早くから来たりという方もいらっしやって、6時前後に出ていっ

たり、6時過ぎてしまったら料金徴収の対象になるからお金を払って出ていくのが一般的というか、大洗のきまりにしていますけど、車3台ですね各地方から時間合わせて4時頃からサーフィン楽しんで、みんなでまとめて一緒に出て帰ろうよと、近くでご飯食べるか、そういうことしたいと思って出ていった。3台揃って出ていこうとした時に、出口で料金徴収を求められると思うんです、普通では。最初の1台はそのまま出口に流されたけど、後ろの2台は料金徴収を請求されたと。1,000円を請求されたと。何でだろうという、そこでも疑問があったんですけど、よくよくまた3人でコンビニかどっかの近くにとまって話をしたら取られなかった、取られた、取られたっていうんですけど、その取られた方2人、後ろの2台っていうんですかね、その方たちは領収書もらってなかった、こういうことが起きてしまった。これは、そのね、誰が悪いとかではないですけど、こういうトラブルに対しては、どういうふうに調査して、私、観光課にゴールデンウィーク明けすぐ行かせていただきましたけど、ここ調査されて、どのように対応されたかというところを伺います。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、伊藤議員の再度のご質問でございますけれども、駐車場の料金の徴収について、一部利用者の方からご意見があったというところがございますけれども、まず駐車場の料金徴収につきましては、朝6時から午後3時までを料金徴収時間としておりますけれども、6時以前に、議員おっしゃるようにですね6時以前に入った車についてはですね、警備員が6時になった段階で車を回って料金を徴収するという方法をとっております。また、出口において3台で来られて1台は取られなかった、2台は取られたといったことがございますけれども、事実関係がちょっと確認がなかなか難しいところがございますけれども、例えばですね3台仲間で来られたということであれば、皆さん一緒のことなんでしょうけれども、例えば1台については先に料金が徴収されていたとかという可能性というのものもあるのかなと思いますし、また、例えばですね、1台目は町民の方であれば無料といったことも考えられるのかなというふうに思います。利用者の方のお話、直接伺ったわけではないので何とも言えないんですけども、そういったところはですね警備会社のほうにもですね、よく事実を確認して、指導すべきところはきちんと指導してですね、領収書発行のことにつきましてもですね、きちんと指導のほうをしてですね、そういった事例が、トラブルがないように対処していきたいと思います。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 今の件については、あんまり大きく言うつもりはないですけども、そのサーファーたちが聞いた、もう1件、2件、細かいことも言わしてもらいましたけど、こういう有人徴収のリスクというんですかね、無人徴収でもリスクはいろいろあると思うんですけど、こういうトラブルというのはサーファーの仲間から広がってって、サンビーチとか大洗のグレードというかね、そういうのが下がってってしまうのかなと思いますので、僕は改めて無人の機械の有料徴収を再度提案させて、こちらからはその点をさせていただきたいと思います。

質問を変えます。駐車場の現在の第1サンビーチ駐車場と第2サンビーチ駐車場とありますけど、その駐車場の規模ですね、規模、大きさと、今後の考え方について聞いていきたいと思います。

現在の駐車場ですね、しっかりと締め固められた広大な駐車場があります。この駐車場自体は、もう10数年というか数十年、形は変わっていないと思います。しかし、ヘッドランドを作って砂浜の維持というか、その維持をやってる茨城大洗以南の海岸において、大洗は砂浜がどんどん広がっていつてしまっている。これはうれしいことなのか、望まぬことで広がってしまっているか。海水浴に来た方は、あの駐車場からとても波打ち際まで歩くのが大変とか、夏場で、もし裸足で行ってしまったらやけどするぐらいになってしまうと、そういう駐車場の道路から駐車場があつて、その位置はずっと変わってないけど、波打ち際は年々、年々下がっている。今はもう落ち着いているかもしれませんが、むかしの今のビーチセンターの目の前に、その一世代前のヘッドランドの残骸がまだありますけど、当時の波打ち際はあそこでした。さらにそこから100メートル以上というんですかね、大潮になればもっと、今のヘッドランドも丸見えになるぐらい波打ち際というのは、どんどん南下というんですかね、下がっていつてのが現状です。その駐車場から遠いという利便性の問題が一番言いたいところなんですけど、今の現在、第1・第2駐車場を足した面積と、今、震災の後に整備された防潮堤があります。砂浜に向かって縦幅50メートルぐらいの通路に見えるようなコンクリート造りと横ではですね、1.2キロぐらいにわたるんですかね、そのぐらいの防潮堤がサンビーチに整備されました。その間のマスというんですかね、ビーチセンターも置かれてますけど、そこを駐車場にしたらいかがかなという提案もさせていただきたいと思います。今の現在使われている駐車場の面積、航空写真で見たんですけど、その面積と防潮堤の内側を使ったイメージ、私が勝手にイメージしましたが、若干小規模になるなと思います。震災前、この図でもありましたけど、震災前よりは、もうずっと海水浴に来ている方というのは、これ以上増えないというのが町の認識だと思います。今の第1・第2サンビーチの駐車場の規模は、維持する必要はないというのも町として思っていると思います。僕からは、その現在の駐車場よりさらにコンパクトに波打ち際のほうに向けてもいいんじゃないかというのは、利便性、そして来た人が駐車場から上に上がって、さらに浜に下がりますから、その上に駐車して波打ち際がさらに見えるような海水浴に来たとか観光地に来たというこの高揚感ですよね。景観の問題、そして自動車盗難というのは、大洗でもサンビーチでも何件も発生しております。置き引き、海水浴期間中では、櫓を建てて監視のほうをされておりますけど、そういう安全性の面から考えても、ビーチセンターからしっかり目の届く、真横ですね。ビーチセンターの並びの防潮堤の内側の駐車場としての活用を提案させていただきたいと思いますが、そちらに関してはいかがが考えますか。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、再度のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃる防潮堤、現在、防潮堤が整備されましたが、その上を駐車場にしてはいかがということかと思えますけれども、まず、こちらの防潮堤の上を駐車場とすることにつきましてはですね、海岸法第7条に基づく許可を受けるまず必要がございます。まず、こちら占用に当たってはですね、当該地がですね、まず駐車場を想定した整備がされていないということが前提にありまして、そのため、海岸の防護への支障やですね、海岸保全施設を損傷させる可能性について、まずは検証

が必要であるということです。また、こちら国有海浜地であることから、駐車場として利用するためには国との協議が必要とのことで伺っております。そういったことをクリアした前提というお話でございますけれども、まず防潮堤の上を駐車場にするということのメリットは海に近くなるということが一番かと思っておりますけれども、やはりこちらにつきましてはですね、まず安全性の確保とですね整備の困難さが課題としてあるというふうに思っています。

まず防潮堤の上の通路はですね、日常的に散歩を楽しむ方や海岸を利用される家族連れの方がたくさん歩いている、歩行しているという状況にあります。海水浴事業の時期になればですね、なおさらたくさんの方が歩くことになっております。そのなかを一般の車両が走行するということになれば、非常にですね事故の起きる危険性があるのではないかというふうに思っています。特に海岸に対して平行にある通路に関してはですね、幅員が3メートルから4メートルということで非常に狭くなっております。歩行者の安全と車両の通行の両立を図るためにはですね、例えば構造物を設置するなどして動線の確保をしてですね安全確保を徹底して行う必要があるというふうに考えます。また、現状はですね砂地になっておりまして、その上に背丈の高い草が生い茂ってしまうような状況もありまして、駐車場となればですね地盤の整備および管理が必要になってくると思います。

また、サンビーチ、風が非常に強い日がございます。そういった日にはですね、海岸の砂が非常に吹き荒れるといった環境になりまして、車に対してもよくないんじゃないかというふうに思います。さらにはですね、海水浴場開設期間においては、海の家がですね設置される場所でもございます。

それからですね、議員からご意見がありましたけれども、防潮堤の上に車をとめればですね、非常に海が見えて見晴らしもいいだろう、景観もいいだろうということでございますけれども、現状としまして、下の現状使っている駐車場からですね歩いていただければ防潮堤の上には行けますし、非常に景観的には海が見える状況で、そちらについてはよろしいんじゃないかなと思います。

また、海水浴期間中には車両の車上荒しとかの防犯上のメリットもあるんじゃないかということでございますけれども、現在海水浴期間中はですね、防犯連絡員さんの協力をいただきまして駐車場に柵を設置して、そういった対応に当たっていただいておりますけれども、例えば防潮堤の上に駐車場にするとするとですね、議員おっしゃるのはビーチセンターから監視ができるんじゃないかといったところでございますけれども、なかなかですねビーチセンター、ちょうど中央付近にございまして、両端ですね、そちらのほうをですね常時監視するというのは非常に難しい状況になっております。ライフセイバーについてはですね、基本的には海側を向いて対応しているというところで、駐車場のほうには目が届かない、そちらに目を配るためには、またほかの人員を配置しなければならないということで、なかなかそちらも難しいんじゃないかなというふうに思っております。

サンビーチ利活用ですね全体的な計画や方針がまだ出ていないということもございますので、駐車場の位置については、今のところ現状の場所を利用していくのが良いのではないかというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 真っ向から否定されてしまいましたが、課長が言ったとおり、まだその方針とか決まってない、決まってない段階からこそいろいろ考え、私の提案が全て正しいとも私も思っていないんですけど、こういう提案もあるということの一つの考え方として持っていただければと思います。

先ほど言った、今この写真では相当見づらいですけど、防潮堤、お散歩道なんか、スケートボードとか自転車で走ってる人なんかもありますけど、非常に使いやすいきれいなコンクリート造りの通路に見えますけど、駐車場の通路と考える、その考え方は僕はそこは相容れないんですけど、現在ある駐車場も通路の部分と駐車スペースと分けてるんですけど、その通路の部分に別に気配ってないですよ。防潮堤の今コンクリート造りになっているところを通路っていうイメージをもってしまっているからそういう、そこを車が飛ばしてしまったらどうなんだろうっていうイメージになってしまうと思うんですけど、あそこ全体を駐車場と考える、防潮堤のなかを。そうすると、おのずと通路部分と駐車スペースと分けていく、それが今は完全にここは人が歩くもんだと思ってると思うんですけど、今現在ある駐車場も、その人が歩く部分と、見えずらいですけどロープで区切られていますよね。その通路部分というところには安全に気を配ったりというのはないと思うんです。それがいきなり防潮堤に行ったら、その安全に気を配んなきゃいけないかっていうと、それは確かに通路に見えますから、そこは車が飛ばしたりすると思うんです。それは一方通行にしたり、こう何ていうんですかね、時計回りにしたりとか、反時計回りにいくような矢印というんですかね、そういう目印をつけていけば、全然その危険性という意味で、危険性が増すかといったら私は駐車場というのは、その通路部分があって駐車スペースがあるんだから、それは今と形は変わらないんじゃないのかなと思います。

それと、いろいろ公園法とか、その自然公園保護区域とかっていろいろありますけど、現在の駐車場では、もう締め固められて、もう通年で車が入っているところには、もう草も生えない。今の防潮堤は砂地ですよ。ふかふかで草が相当生えやすい。膝丈より上に夏場にはなって、県のほうの整備なんでしょうけど、毎年草刈りを大きい機械を入れてやっているのが現状です。その駐車場として整備するコストというのと、毎年やらなければいけないその草刈りというのは、その防潮堤の内側が駐車場としてなるならば、もう現在の駐車場のようには、その車がとまる部分には、もう草は生えてこない、そういうコスト面で見てもいいことなんじゃないかと思って私は提案をさせていただきました。

また話を変えていきます。次ですね、サーファーについて、先ほどはサーファーの個人的なことを言いましたが、サーファー全体について、大洗サンビーチとサーファーというのは、もう関わりは深いと思います。これだけですね恵まれた海岸線を有している大洗町ですね、サーフィンのメッカとなっているのに、観光の交流人口というんですかね、そこにはサーファーの数が入っていないんじゃないかなと私は思っております。サーファーが大洗に来る、大洗というのはいいと。南側の鉾田市にもいいサーフィンのスポットはありますが、大洗を選んでくれる人もかなり大多数いると。

そして、サーフィンがきっかけで大洗に移住されている方も結構いると思います。私も聞くところでは、もう何十人と聞いておりますから、それ以上にいるのはもちろんだと思います。まずはそのサーファーを交流人口として町が見ているかですね。そのことに対して、私はサンビーチで朝早く入って、仕事前に帰って、サーファーの方は大洗町に対して食事をするわけでもないとか、そういう何ていう、お金を落とさないみたいな、お客さんとして見てないというのが私は町に対しては思います。あまりにも無反応というか、無関心ではないのかなというところ心配しますが、そのサーファーの数というものを、これまで町として大洗町に来てくれる方として測ったことはありますか。

○議長（小沼正男君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、サーファーの数を計測、算出したことはあるかということでございますけれども、議員おっしゃるとおりですね、サーファーの数につきましては2年前の冬の一定期間に車の台数から利用者を算出した経緯はあるんですけども、暫定的な計測調査であってですね、正確な利用者数は現状把握できていないといったところです。

そういったなかでですね、町がサーファーに対してどのように思っているかというところもあつたところですけども、やはりサーフィンはですね、議員おっしゃるように大洗サンビーチは特にですね遠浅で幅広いビーチを有しております、非常に初心者から上級者まで楽しめる波がですね立つというところで、サーフィンに適した環境だというふうに思っています。さらにはですね、首都圏からも非常にアクセスも良好で、また、湘南などと比べてもですね非常に優良な波が立つといったところで非常にメリットがあるというところで、年間通しても多くのサーファーに来ていただいているという認識は町としてももちろんございます。

また、その移住とか定住とかというお話もあつたかと思うんですが、サーフィンを趣味とする人としてはですね、サーフィンに魅せられた方はライフスタイルとしてサーフィンがありまして、可能な限り海にいたいと思っている方がたくさんいるというのも認識しているところでございまして、今後そういった定住とかというところにつきましてもですね、宅地開発などの住環境の整備とか、また、雇用や暮らしやすさの向上といったところが図られればですね、大洗町においても定住人口の拡大が見込めるジャンル、分野なのではないかなというふうに思っているところでございます。

また、サーフィンがですねオリンピック競技にもなりましたし、これからも非常に期待ができるジャンルのスポーツ、レクリエーションであるというふうに思っております。また、現状でもですね、地元のサーフィン関係者の皆さんは、積極的にビーチクリーン活動を行っていただいたりとか、また、5年前にサメの騒動があつたかと思うんですが、その際にもですね先頭に立ってですねビーチのほうに立っていただいて、事故を未然に防ぐ呼びかけ等を行っていただいたりとかですね、海の安全利用活動をはじめですね地域に貢献してくれる方々だというふうに思っておりますので、今後はですね、そういったサーフィン関係者との連携協力をさらに深めながらですね、サーフィン利用の傾向や、あるいはニーズなどの把握のほうに検討を進めていければなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） そのとおりだと思います。その観光立町とかね海水浴シーズン以外の活用を挙げて、掲げていますけど、国のサンビーチの利活用というんですか、そういうところを考えていく上でも、サーファーの数、海水浴期間は泳ぎに来る方、サーファーの方も海水浴期間にも来ていただいています。サーファーの方というのは通年で来ています。その方たちの、まず数というんですかね、そういうところをまず調べないことには、どういった政策をしていかなくちゃいけないのかというのとも思いが至らないと思います。町長とも数箇月前ですけど、大洗の某レストランに行っ、従業員がね10名いないぐらいのところでも2名ですよ、もともとサーフィンやりましたという方が大洗に移住しましたっていう大変有り難い言葉もいただきました。その移住する方たちも、まずは大洗にどのようなきっかけで来たとか、そういう全体像を把握するのにも無人の通年で駐車場の徴収というのは有効ではないかなというところで、さらにもう一步踏み込んで、有人じゃなくて無人で通年の有料駐車場化というのは大変意義が大きいものだと思う、あわせて提案をさせていただきたいと思います。提案だけです、まずはね。

今度は都市建設課に聞きたいと思います。先ほど平成4年に海浜公園エリアというんですかね、道路に近い部分、台形に見えますけど、わくわく科学館から南に1キロないぐらいのエリアだと思うんですけど、ここについて以前はゲート式というのは、先ほど課長が言ってくれましたね。そのゲート式に渋滞があったりという不具合で、さらには塩害、砂の害があったというところは聞きましたので、その経緯についてはもう伺いませんけど、ゴールデンウィーク期間中ですね。海水浴期間とは違って有人で料金徴収してるんですけど、この海浜公園エリアについては除外されてしまうというか、人を配置する、大洗サンビーチの駐車場の入り口は一般的に見て3カ所あったのが、その都市建設課が管理しているところですね、真ん中の過去にゲート式であった信号のある入り口、ここは潮干狩り期間中というかね、ゴールデンウィーク期間中は除外されてしまってますよね。しまってると思うんです。そのことについては広さの面とか、そこまで駐車場が必要ないだろうというところもあるんでしょうけど、コストの面もあると思います。この海浜公園って呼ばれるところだと思うんですけど、ここのこれからの活用というか、そういうことに対しては都市建設課としてどのように考えているか、まず伺います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 伊藤議員の海浜公園に関してのご質問にお答えいたします。

大洗海浜公園と通称で呼ばれてございますけども、こちらはですね正式に言えば茨城港大洗港区におけるマリーナ分区の港湾環境整備施設として、港湾の事業によって整備されたものでございます。現在も臨港地区にある港湾の施設でございます。ですので、今は港湾のいわゆる修景厚生港区に位置付けられていまして、こういった風景を楽しむですとか、この港関連で働く人たちが癒しを求めるといふか、そういった施設として公園みたいな形で使われている施設だということでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番(伊藤 豊君) 芝生というか、緑の場面もあったり、何故こんな形にしてしまったのかなんて思うところも多々あります。砂利で敷かれている所に休憩所という意味で丸い建物というんですかね、ああいうところもあったり、あそこは今、サンビーチマイルレースの本部ぐらいでしか使っていないんじゃないかなと、いろいろ思うところはあるんですけど、今後の活用として、その国や県というかその縛りはあるんでしょうけど、活用については、この現状のままでいくという認識でよろしいんでしょうか。もう一度お伺いします。

○議長(小沼正男君) 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長(津幡紀昭君) 伊藤議員の再度の質問にお答えいたします。

今の港湾計画でいえばですね、この大洗海浜公園と呼ばれるところ、そして、今第1サンビーチの駐車場としているところも緑地として位置付けられておりますので、将来的にはそこも含めて緑地にするというのが今の港湾計画上の話でございます。ただ、先ほど商工観光課長からもお話ありましたように、県、ひたちなか市、大洗町でひたちなか・大洗リゾート構想という話の検討を始めておりますので、その方針によってはここの港湾計画を変えた上で、こういったところも変わってくるのかなというふうに認識してございます。以上です。

○議長(小沼正男君) 4番 伊藤 豊君。

○4番(伊藤 豊君) まだ町として決めていないと、県のほうが強いというか、そのひたちなか・大洗リゾートというのものも、打ち合わせの場というかその会議の場があると思うんですけど、町の敷地内にあるものだから、こうしていきたいというものを決めていかれたほうがいいかなと。現状のままでいいかという、テントもねボロボロになってしまったし、あそこを作って整備して以来、あんまり手を加えてこなかったのかなというイメージがあるので、変革期に来ているかどうかはあれなんですけど、これからのサンビーチを考えていく上で、先ほど言った、私の勝手な考えですけど、その駐車場エリアというところを防潮堤のほうに下げると、そういうと、もう20万平米というんですかね、サンビーチ全体で50万平米だと思うんですけど、約、ですけど、今の駐車場エリアというのも10万平米超えるぐらいあると思うんです。そこと、今、都市建設課が答えてくれた海浜公園地区というんですかね、そこまでも一帯で考えたら、相当広大な広さがあります。そこを一帯で何かしようって考えれば、さらに今までの考え方じゃないものが生まれてくるんじゃないかというところを提案させていただきたいので、あまりこう、行政としては分けなくてはいけないんでしょうけど、そこを分けないで一緒に考えていただければと思います。私は、あそこにレジャー施設というのは、その遊園地的なものじゃなくて、子どもでも大人でも遊べるような運動ができるとか、そういう公園とはまた違った使い方があるんじゃないかなと思います。そこを提案させていただきたいんですけど、ちょっとまた話を変えて、ユニバーサルビーチというのは、海水浴期間中だけになってしまうのか、通年の利用って言ってるのに、このユニバーサルビーチという名前はずっと大洗サンビーチはユニバーサルビーチだよというのはいたい続けているというところで、海浜公園地区にあるトイレですよ。県が整備したと思うんですけど。町がですね運動公園なんか、町が管理している公衆トイレについては、最近ですね洋式化がされております。この第1サンビーチと第

2サンビーチのこの写真でいうと中央部分ですね、アスファルトと砂利の非常にとめやすい駐車場の部分があります。そこに10台以上、障害者専用スペースというところで指定されております。何のためにやってしまったのかなと思うんですけど、ユニバーサルビーチといって海水浴期間中は、もう防潮堤も越えて監視エリアというんですかね、そのライフセイバーがいる所と町の職員がいる所の、障害者に対しては車も奥まで行けて、障害者用のトイレも整備されているといってるのに、こちらの砂浜から遠い部分の駐車場に10台以上ですね障害者マーク、障害者専用の駐車スペースを設けております。しかし、そこから一番近いトイレ、御存知だと思うんですけど、あそこはまだ和式のままですし、あべこべなんじゃないのかなと思うんですけど、そこについて海浜公園の区域に入ると思うんです、トイレの管理の部分は。なので、その公衆トイレについて今後どうしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） 大洗海浜公園内にあるトイレについてご質問をいただきました。

こちらはですね、平成4年の公園開園にあわせて整備されたものでございまして、整備からもう25年以上が経過し、現在のユニバーサルデザイン等の規格にも沿っていないほか、塩害に加えて老朽化が進んでいるのが現状でございます。

これまでも毎年継続的に修繕をしながら使用しておりますが、なかなかこの修繕だけでは解決できず、大規模な改築が必要であるというふうには認識してございます。

また、公園内に4カ所、今、トイレというのは整備されてございますが、場所によっても利用頻度が異なりますし、個別に浄化槽を設置していることで維持管理にもお金がかかっているというのが現状です。大規模改築に関しましては、設置者である茨城県が行うため、今後の改築に当たりましては、こういったユニバーサルデザインに対応したトイレ改修を要望するとともにですね、今後のサンビーチ全体の在り方を含めてトイレの位置や数などを検討していただくよう県と協議していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） 宜しくお伺いしたいと思います。

それで、話が飛び飛びになってしまうんですけど、私、このインターネットで拾ったマップに、今、ナビ機能というのが付いてまして、青い線が水戸方面から来た、51号線から夏海バイパス、夏海インターですか、あそこを下りてサンビーチに向かって、サンビーチへ向かうポイントを押しました。この経路はわかると思うんですけど、大きいカーブの端を下って1個目の信号を右に入って、右に行けば第2サンビーチ、左に行けば第1サンビーチのところまではマップ上でも道路、通路っていうか、道路として認識されて、そっからはもう徒歩で行きなさいよっていうんですけど、その青い線の行った先にゲートがあるんですよ。このゲートが開いてたり閉まっていたり、その期間の限定なのか、海水浴期間は常に開けてもらっていますけど、以前に伺いましたその県のほうの管理で、閉めときたいんだっていうことを私も聞かされましたけど、閉めとく理由がわからないんですよ。ここは、何故閉めておくのかなというところは、町としてどう受け止めておりますか。

すいません、突然のことで。でも、あそこを閉めとく理由は、私は何なのかなって、私が直接そっちに行くわけでもないのであれなんですけど。

はい、もう少し、もう一つしゃべらせてください。

サンビーチにおいて防潮堤を整備しました。その何十年かに一度の高潮対策として。津波が来たらパトロールセンターを活用して一時避難場所。ちゃんと命を守る対策をしているのに、今一番駐車場で使われているところって、そこの近くなんですよね。先ほど言ったその障害者専用駐車スペースがあるアスファルトで整備されているところと第2サンビーチのサーファーでいったら第2サンビーチの一番南側の奥が主に使われているところなんです。そこの一番近い出口のゲートを閉めとく理由っていうのは、私はないと思うんですけど、町として意思をしっかりと、町の意思と私の意思は違うと思うんですけど、しっかりとそこを閉めとく理由を説明できない、私は通年で開けておいて結構だと思うんですけど、その意見に対して答弁があればお願いします。

○議長（小沼正男君） 都市建設課長 津幡紀昭君。

○都市建設課長（津幡紀昭君） この第1サンビーチと第2サンビーチの間にあるこの門などについて、私のほうで大洗港区事業所のほうに確認した内容がありますので、それでちょっとお答えしたいと思います。

確かにここ数年ですね、開けられている時もあれば閉まっている時もあったということで、また、仮にそこの門が閉まったとしても、大洗海浜公園側の入り口は開いていて、結局入れたりするというのが今、現状であるというのはございます。

ただ、この第1サンビーチ自体の駐車場とか管理している大洗港区事業所に確認したところ、平成28年までは、あくまで夏休み期間を除いては基本的には全部閉鎖していたと。その後、防潮堤などの工事もやっていたので、工事車両の進入とかもあって一時的に開いたり閉鎖したりしていたということがあった。ただ、もう工事も大方終わったので、基本的には今、事業所としては、ここは閉鎖すると、方針で、だからその門も大洗海浜公園側のところも含めて、夏休み期間以外は閉鎖する方針だというふうに聞いてございます。聞いたところが以上です。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） そうですね、過去に聞いたのと一緒なんですけど、そこを閉めとく理由、このマップ上でもこうなってしまうんですよ。道路として認識されているんです、そこまで。それを言うとね、全く違うって言われてしまいそうですけど。そのわくわく科学館側から入ってきて、結局ここにとめる、ここに出口あるのわかってんのって、何で閉めてんのって、しつこくなるのでこれでやめときます。

最後に、町長に聞く時間がなくなってしまうので、総括して聞きたいと思います。町が今現状、そのサーフィン进行交流人口として入れるか入れないかというところと、私ですね、その潮干狩りもレジャー、レジャーというのは、その余暇を楽しむというんですかね、レジャーに当たる。サーフィンもそう。釣りも大洗は結構人が来てる。今は第4埠頭でよく釣りやってる方がいっぱいいると思うんですけど、これらの方全て観光人口というんですかね、大洗の観光誘客数って、今、茨城県

でナンバーワンと言われてますけど、それが440万人がピークで、400万人ぐらいで今もいると思うんですけど、その半分はアクアワールドに100万人、めんたいパークに100万人、めんたいパークなんていうのは、この大洗がね、是非ともここでやってくれっていうことでもない。そういうところが大洗の一大観光地になっている。これはもう有り難いことです。本当に有り難いことですが、大洗がいつまでこの県ナンバーワンを継続できるかっていうのは、サーフィンだったり、その釣りのお客さんだったり、もちろん潮干狩りはゴールデンウィーク期間中は有料化をすることによって車の台数も測れるでしょうし、それから割り出す人口も観光人口に入れていくんだらうと思いますけど、潮干狩りをゴールデンウィーク期間中だけで町が終わりにしちゃうのではなくて、通年で行き来する方をしっかりと大洗サンビーチを利用する方は観光目的と、レジャー目的という認識をして、そこを観光の来客数としっかりと認識するということで茨城県でもずっとトップでい続けられるのかなと思いますので、そこらの提案も含めて町長、なくなっちゃいますから、4分半でお願いします。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 伊藤議員には、門の開け閉めまで含めて多岐にわたってのご提言ありがとうございます。まず、ビーチの件でございますけども、駐車場の件でございますが、これについてはしっかりと総括をして、本当にできるのかできないのか、そして、よく坂本議員からマーケティングの必要性言われておりますけども、ゴールデンウィークとか、このいわゆる夏季の期間であれば採算性合うと思いますが、果たして今日もしそういうビーチというか、そういう駐車場の体系になった場合に、皆さん方がお金を払ってまでとめるでしょうか。閑散期に来て、お金取られるのであれば、もしかしたら住宅街にとめて、新たな公害が発生してしまうとか、あとは今、課長からも申し上げましたように、機械式にした時には、これまでの経験則ですと、あそこは非常に自然環境は豊かなんですけど、より一方、非常に潮風が吹いたりとか、嵐が吹けばそれなりに機械の維持管理というのが非常に厳しいものになってきますので、そういうことを総合的に勘案して、受益者負担の原則からはとめられる方からお金をいただくというのは大いに結構でありますけども、そのことを貫くあまり、新たな課題や問題や、また、いわゆる自らが何かこう、これからその行政側ですと、いろんなことやるに当たって、いろんな厳しい環境が生まれるようでは、これはもう本末転倒になりますので、その辺もしっかりと見据えた上でそこは対応していきたいと思っています。

それから、ビーチのこの移転についても、これまで国と色々なやり取りをするなかの一つの経験値でございますが、それをご披露申し上げますと、おそらく国と協議した場合には、今、駐車場があるわけですから、この駐車場が手狭になったとか、この駐車場で別なことを展開するとか、この駐車場に欠陥があるとか、そういうことでもない限りは、新しいところを使うという話にはならないと思っております。ですから、議員ご指摘のように、新しいところへ移ればさらなる展開が見えるということだけでは、なかなか難しいのかなと思っておりますが、これについてもしっかりと総括をしていきたいと思っております。

それから、サーファーでありますけど、これ、課長が申し上げましたように、我々としては非常に有り難い来遊客でありますし、また、定住された方々がいらっしゃるという話も伺ってます。ま

た、様々なその社会貢献活動や、例えば昨年ですと緊急事態宣言中には、もうビーチへ入るなど、非常に皆さんでグループを組まれて、統率よく自粛を要請したりとか、いろんなご協力をいただいていることも私も認識をしております。ただ、昨日も話をしたと思いますけども、観光協会から提案があって何か施策展開したと同じように、私の同級生がサーファーの、これ議員も御存知だと思うんですが、まとめ役的なことをやっておりますので、彼にはいつも申し上げているんですが、我々で議員が言われるようにその施策展開するというよりは、むしろサーファーの皆さんが何を望んでいらっしゃるのかと、どんどん提案をしていただけないかと、これ全部提案したことができる話ではありませんけども、まずは皆さん方が求めることを我々にしっかりまず伝えてくれと。そして、我々はほかの観光客の皆さんと同じような形で、そういう方々の要望に沿うような施策展開をしていったほうが、むしろ相互にいいんじゃない、キャッチボールをしながらやりましょうよと。だから、まずは自ら何かを提案してくれないかというお話をしておりますので、その先導役としてできれば議員のほうでサーファーの方々とお話し合いをされて、2、3人ではなくて、もっとたくさんの方とですねお話をされて、できればいろんな提案をしていただければ、私のほうでもしっかりそれについては対応していきたいというふうに思っております。

それから、トイレの環境ですけども、これはもう当然のことですから、私どものほうで要望していきますけども、単に清掃するということだけじゃなくて、今幾つも点在しておりますから、それを一つ大きいものにするとか、何か考え方変えて、新たな展開というか、今の時代にあったもの、また、ユニバーサルビーチとして相応しいもの、多様性に対してしっかりと受け止めるような、そういうトイレ機能の強化というのは図れるようなことを要望いたしますし、また、それだけでは済まなければ、議員の皆さん方にご提案をして、許されるならば、もう町として整備するぐらいの勢いでいろいろやっていければと思っております。

そして最後に、あの周辺の地域については、国・県と一緒に今後の活用、展開についてお話をしていることを申し添えて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小沼正男君） 4番 伊藤 豊君。

○4番（伊藤 豊君） ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（小沼正男君） ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は10時40分から宜しくお願ひしたいと思ひます。

(午前10時32分)

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◇ 和田 淳 也 君

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） 和田でございます。コロナのこの町としてクラスターということはない。でも、県のほうでクラスターといった経緯があって、そちらに対してちょっと皆さんにお伺いしたいなと思っております。

まずですね、このクラスターといわれたその事態、これどのような事態だったのかということ、まずそうですね、健康増進課長に伺いたいと思います。いつ、どのような経緯で起こったのかということ、まずお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 和田議員の質問にお答えをいたします。

大洗町の感染者の状況をちょっと振り返りまして、まずお一人目が確認されたというのは、大分もう前の話にはなってしまうんですが、昨年の8月1日ということで、こちら1人目の陽性が確認をされまして、その後、同じ8月に5名の方が確認されました。その後ずっと昨年12月までは感染者がないという状況が続きまして、その後、今年になりまして1月に9人、2月に8人、3月には5人という形で、感染確認が少しずつ増えてきたような状況でございました。その後、4月になりましてこの状況が変わりましてですね、4月の1カ月間だけで33名の方が感染が確認されたと。さらに5月になりまして1カ月間で111名ということで、4月から見ても3倍以上の数になったというような状況でございました。

こういった状況を受けましてですね、茨城県、また、県の中央保健所から提供される情報につきましては、個人情報保護の観点から、一切国籍に関する情報であったりとか、企業名とかそういったところの情報というのがございません。我々としましても、ホームページを通じて町民の皆様へ情報提供しているもの以上の内容を知らせていないというのが実情でございます。

そういった状況を受けまして、町としましても、県からの情報提供があつて初めて動き出せるという受け身の状態であるということをお理解いただきたいと思っております。そのため、今回のようにクラスターと見られる集団感染が発生したというような状況につきましても、保健所のほうからの濃厚接触者の調査が進められるなかで、当該事業所のほうに勤務されていた方のお子様が町内の小・中学校、あるいは学童保育などに通っていたということが判明をしたというところで、この学校さんのほうに入ってきた情報と照らし合わせて、初めてそこで実態が浮かび上がってきたという状況でございます。県の中央保健所としましても、個人情報保護の観点で感染者の情報を市町村に公表するという部分で非常に慎重に対応していたところではあるんですけども、ここは町としても早め早めの対応につなげるように、なんとか詳細な情報とかを提供していただけないかということは、これまでもずっとお願いをしてきたところでございます。その結果、感染者の発生が、例えばですけども役場の職員のなかにあったとか、また、町内で大規模なクラスターが発生をしたという場合には、これはそういった状況によっては一般の公表に先んじて健康増進課のほうへご連絡をいただくというようなお話もいただいていたところではあったんですけども、今回のように複数のクラ

スターとみられるような集団感染が同時に発生をしてしまったというような状況もございましたので、保健所側でも対応に追われて、町へのご連絡のほうがちよっと遅くなったというような状況が考えられるところがございます。その後、混迷をした状況ではありましたが、今回一連の対応につきましては、農林水産課との間、また、学校教育課、こども課などとの間で児童の安全・安心を確保するための協議というのを早め早めにできる限り対応はとったところがございます。なかなか個人情報保護の問題と危機管理の問題ということで、どちらも取り扱いの難しい課題ではありますが、役場の内部でのそれぞれの部門ごとに情報を的確に把握をしまして、共有をして、対策本部で検討をすることの重要性ということを改めて確認をさせていただききっかけになったというふうに考えているところがございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） ありがとうございます。今のお話のなかでね、こども課と学校教育課というものがでてまいりました。こちらのほうからの情報を合わせて実態が把握しておったという話でございますが、こども課長と、それからですね学校教育課長にお尋ねします。どういった、問題がね、今も言われたように危機管理と、それから個人情報の保護、これ両方に係る重要な問題だということなんですが、実際ね、町のお母さんたちが本当にね恐怖のどん底に叩き込まれたと、そういう状態だったと言っても過言ではないと思います。さあここで、どのようなその学校教育課とこども課のほうで、保育園と学校、これの閉鎖、実害は特になかったという話は聞いておりますけれども、この辺の状況、どのような状況であったか。また、その保護者の対応とかですね、保護者のこの状態、そういうものも気持ちの面でどのようなことであったかというのを伺いたいと思います。

○議長（小沼正男君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 和田議員のご質問にお答えをいたします。

まずですね、学校のほうでの感染症対策のほうのご紹介のほうをまずさせていただきたいと思っております。

学校の感染症対策といたしましては、国・県が示しますガイドラインに基づきまして、毎朝の検温であったりとか、健康観察から始まりまして、手洗い、うがい、マスクの着用など個人でできます基本的な感染症対策の徹底を図りまして、また、教室におきましてはこまめな換気、扇風機であったり、サーキュレーターを活用しました空気の循環、トイレ等の消毒、または児童・生徒同士の間隔のほうをですね1メートル程度空けるソーシャルディスタンスの確保などですね、日頃から感染症対策のほうに取り組んでいるという状況でございます。また、さらに各小・中学校におきましてはですね、オープン教室となっておりまして、教室、廊下等もですね通常よりも広い造りとなっておりますこともあわせまして、保健所のほうの現地調査におきましては、総合的な判断によりまして感染症対策のほうは最良の高い評価をいただいている状況でございます。

現在、学校での状況でございますけれども、先ほどの感染症対策を踏まえまして、小・中学校のほうで陽性者のほうが数名出ている状況でございますけれども、それに関しまして保健所からのですね

濃厚接触者の特定のほうは確認されておられません。よって、学校内での感染の広がりの方はなくてですね、クラスターの発生はないというような状況になってございます。これは先ほど申し上げました各学校での日頃からのですね徹底した感染症対策の効果の現れということで認識をしているところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） こども課長 本城正幸君。

○こども課長（本城正幸君） では、引き続きまして、こども課のほうのお話させていただきます。

やはりこども課のほう、学童保育関係ですけれども、学童保育関係、やはり窓を開けて保育を行いまして、あと、おやつ時間とかというのがあるんですけれども、そういうところも年齢別に分けて、集団で一気におやつを食べる時間とかということでマスクを外すような状況というのを分けるような形で保育を行っております。あとは学校と同じようにトイレですとか保育室ですとかの消毒というのは、こまめに行わさせていただいております、やはり感染症予防ということで対応をさせていただいております。

やはり今回、学童のほうで5名ほどの陽性者が確認されたということで、学童でのクラスターというところで親御さんのほうでもかなり心配はされたかと思うんですけれども、実際の保育状況で考えると、一緒におやつを食べた方というところでは感染者が横にうつっている形のものではなくて、保育状況の時には全く別なところにいた人らが、学童という所で検査したことで陽性になったというような状況で、やはり換気のところでもう十分に行っておりますし、その中で濃厚接触というのではないだろうということでの保健所でのお話はいただいております。以上です。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） こども課並びに学校教育課のほうでも、感染対策は十二分できているということで安心いたしましたけれども、逆にね、私が聞いたかったのは、その陽性者が判明したところでの保護者のね心理とか、動行とか、そういうもの聞いたかった。まあそれはいいです。

それで、そちらのほうの感染対策はちゃんとされているということで認識いたしましたが、今度です、逆にコロナのこの、もう1年以上なりましてね、非常にこの経済的に疲弊が進んでるんだらうと、そういうところをちょっと、わかる範囲で教えていただければなと思っております。

まずですね、商工観光課と農林水産課のほうで、コロナの影響で経済的にどのように疲弊しておるのか、疲弊していないのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただければと思います。宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） それでは、まず、商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、和田議員のご質問にお答えしたいと思います。

経済への影響、状況ということでございますけれども、私のほうからは観光関係の産業ということでお話させていただきたいと思っております。

町です、観光関連の産業の現状についてはですね、昨年から新型コロナウイルス感染症に伴ってですね、外出やイベントの自粛などの状況にありまして、引き続き大変厳しい状況にあるというふうにご認識しているところでございます。この冬もですね、国の緊急事態宣言等々もございまして

ですね、年末年始時期においてはですね、宿泊施設等もキャンセルが多く発生したということも伺っておりますし、また、飲食店におきましてはですね、この県独自の緊急事態宣言、あるいは大洗町が感染拡大市町村になったというところで時短営業とかというところで営業活動の制限がされているという状況でございますので、大変厳しい状況ということで認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君）　続きまして、農林水産課長　有田和義君。

○農林水産課長（有田和義君）　それでは、和田議員のご質問にお答えしたいと思います。

農林水産業につきましてもですね、全部が全部コロナの影響ということではないのかもしれませんが、まず最初にですねお米につきまして、昨年の秋のお米につきましては下落したというところがございます。それから、野菜ですね、葉物野菜、それから大根等につきまして、温暖化もあって豊作というのもありますけど、これも価格がかなり下がったという状況がございます。それからですね、根菜類、町で作ってる甘薯については、現状どおりの収入があったというふうに伺っております。そのなかでも特に観光農業、イチゴの農業につきましては、受け入れを停止したということがございますので、これはもろにコロナの影響を受けているのかなというふうに思っております。それから、水産のほうでございますけど、タイとかヒラメのようなですね高級魚につきましては、価格のほうはですね継続的に下落しているという状況がございます。そのほかですね、シラスやタチウオ等がですね価格のほう为好調であったためにですね、漁業全体としては遜色のない収入があったというふうに伺っております。それとですねあわせまして、加工業につきましてもですね、コロナ禍のなかでですね家庭内での巣ごもり需要ということで、スーパー卸し等が結構順調にいったというお話でですね、売り上げのほうは十分あったというふうに伺っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君）　9番　和田淳也君。

○9番（和田淳也君）　ありがとうございました。観光産業は大打撃、農林水産業のほうは、水産加工に関しては逆にコロナのおかげで良くなった面もあるだろうと。ただ、コロナの影響かどうかわからないけれども価格の下落、それで苦しい状態であるというのは間違いのないところなんですね。

それでですね、そういうようなところで、個人的にどうなんだろうと。この状況で雇い止めとかですね解雇されてしまって、そういう方々、まあこれ、町長のね手厚いところ、政策があって、かなり救われているとは思いますが、実際に生活保護等ですね申請、こちらどういうふうになっているか、ちょっと福祉課長のほうにお伺いしたいなと思います。

○議長（小沼正男君）　福祉課長　小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君）　和田議員のご質問にお答えいたします。

昨年から続きますこのコロナ禍の影響で、生活保護の状況どのようなことなのかというお話ですけれども、昨年の今頃ですと、まださほど生活保護の申請の数が伸びている状況ではなかったんですけども、今年になってやはり若干、申請数が、やはりこのコロナ禍で収入が減って、ちょっと生活が立ち行かなくなってるんだということでご相談からの生活保護申請というのが若干増えて

いる状態にあります。以上です。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） 雇い止めにあったとかですね、そういうような方に対しては、手厚くちょっと対処していただければいいのかなと思います。

それですね、今度はですね、このクラスターと呼ばれる感染爆発、これが起こったというこの原因についてなんですけど、これはどうでしょう、把握しておりますかね。健康増進課長、どうです、これ把握しておりますか。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 和田議員のご質問にお答えをいたします。

今回、特定の集団というところが、情報がなかなか開示をされないなかでのクラスターの発生というところで、我々町の側でも対応が大分苦慮したところではございます。

ただ、やはり先ほど来、学校教育課、また、子ども課さんのほうから、その通われているお子さんの親御さん、そういったところから推察するに、こういった方たちなのかなというような、何となくおぼろげなところではありますけれども、幾つか見えてきたところがございます。そういったところをいろいろお話なんかを、情報入ってくるなかで、やはり基本的なその感染症対策がなされているかどうかというところが非常に大きく感染拡大を抑えられる否かというところに影響があったのかなというふうには考えております。

町のほうでも重ねて感染症、本当に基本的なことにはなってしまうんですけども、うがい、手洗い、換気、また、3密の回避など、そういうできるところをやっていただくところをお願いをしているところではあるんですけども、なかなかその、生活習慣の違いであったりとか、信教の関係などからもありまして、一所に集まるような状況が発生しやすいというなかで感染がどうしても避けられない部分があったのかなというふうには考えられるところもございますので、町の側からも、なかなかその特定の方へのアナウンスというのは難しいんですけども、幅広く、ホームページなども多言語化をさせていただきながら、いろいろな情報発信を、なかなか言葉がわからないがゆえに情報が伝わらないということ避けないといけないというような形もありましたので、そういった点に着目をしましてご案内のほうをさせていただくと、そういうきっかけにはなったのかなというふうには考えてございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） ありがとうございます。言葉がわからない方たちが、まあ課長の場合ね、立場上そういうような、私が言っちゃいましょう。言葉が通じない方たちが、まず一番のクラスターの原因じゃないのかなと疑われるということなんです。町長もNHKにちょっとちらっと映って報道されておりましたが、これ、問題がね複雑だと思うんですよ。それで、私の耳にしてるうわさです。うわさの話をしますとですね、不法の滞在者、こちらが発生源ではなかるかという話も伺っております。それで、この不法滞在者の場合はですね、厄介なんですよ。まず、住民登録されていない。だから、住民登録しませんから、当然ワクチンも打てませんよね。それで、町の例えばね

今話にあった他国のもの、案内、そういうものもまず見ない。皆さん御存知の私も外国人関係の仕事しておりますから、そういう面ではですね、クラスターが発生っていったときに5カ国語で注意喚起文を皆、全員に流しまして、それでまず町のホームページを見ろと、そういうようなことをやっておりました。だから、その辺がね果たしてこれどうなのかなと。仮にですよ、仮の話で、不法滞在者が発生源としたら防ぎようがないですね。これは、ちょっと住民課長にお伺いしたい。今、現在ですね登録されている外国人の数、これ、大洗町どのぐらいになりますかね。

○議長（小沼正男君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 和田議員のご質問にお答えします。

5月末現在のの大洗町の人口は1万6,317人、このうち外国人が818人で、全体の約5%を占めております。住民課で毎月人数を公表している外国人につきましては、住民登録がされている技能実習生、文化活動者、定住者等の中長期在留者並びに特別永住者等で、合法かつ適法な在留資格に基づく方々です。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） 今ありがとうございます。818名ほど外国人がいらっしゃると。これは合法で、まさしく在留認定を受けて日本に在留している外国人の方なんですね。問題は、これに入らない方が多数大洗に在住しておるという事実、これ事実ですね。それで、これをどういうふうにしていくのかなっていうのが危機管理的にも非常に問題になってくる、そういうように考えます。

それですね、私が外国人技能実習生の受け入れとか日本語学校とかやってる中で、この問題はですね、実にもう25年も前ぐらいからあったんですね。それで、その当時はですね人口が多分2万人弱、そのなかで1,600人ぐらいの不法就労者がいたと。出身国はいろいろですけども、これがいて、主に水産加工に従事しておった、そういう事実がございます。それで、これがですね25年間、私がとはいいませんが、いろんな方のご努力でどんどんどんどん減ってきて、多分今、大洗で不法就労者といわれる方はゼロに近い、そういうように思います。全部調査したわけじゃないからわかんないですけどね、ゼロに近いです、不法就労は。しかしですよ、不法滞在、大洗町に住んで近隣接の市町村に行っちゃう、仕事行ってる。これらは大洗の例えば事業所を調査してもわかんないですよ、いませんから。じゃあ例えば近隣の市にですね、例えばですよ、銚田市、ひたちなか市、水戸市、こちらに調査依頼したって、これは無理な話。じゃあこの例えばですよ、このクラスターに限りませんけれども、SARSとかMERSとか、例えばエボラ出血熱とかですね、そういう死に直結するような病気が今後またまん延しないとも限らない。その時にどうやってこれをね予防するのかなと、これが重要になってきやしませんかというところなんですよ。これをどうのように防ぐ手だてがあるのかなと思ってですね、ずっと考えてはおったんですが、まちづくり推進課のほうで、これどうのようにですねしたら、誤解を恐れずに言えばですよ、コロナだからまだこんなもんでいい。これがエボラ出血熱とかMERS、SARS、もっともっとすぐ死に直結するような病気がまん延した場合、それどうしますか、町としてね。どうのようなそういう防疫体制を敷いて今後やっていくのか、そのまずプランがあれば、まちづくり推進課のほうにお聞きしたいなと思います。

○議長（小沼正男君） まちづくり推進課長 渡邊澄人君。

○まちづくり推進課長（渡邊澄人君） 和田議員の質問にお答えいたします。

どういう形でそういう防疫体制を築くかというところなんですけれども、まず、根本的な問題として、そういう防疫体制を築く力というのは保健所がないとできないというところでございまして、基本的な保健所の行政というのは県および保健所を設置できる政令市、中核市、そういうところがないと自治体が主体的に防疫体制を築くというところは極めて難しいのかなというふうに考えてございます。ですので、市町村としてできるところは非常に限られたところではないかなと思うんですけれども、そのなかでできるのは、先ほど各課長からお話申し上げたとおり、各学校ですとかそういう施設、保育所ですとか、そういうところで感染拡大を予防するような試みを徹底させてもらうとともに、あとは実際、保健所を設置する県と連携して、町として適切な防疫体制を行っていくと。それと、あとはですね、どうしてもパニックになるというところが一番怖いところで、今回も一部その学校の生徒の親御さんとかで非常に心配をされているというようなお話も私もちょっと聞いてございますので、非常に重要なところは適切に情報開示を行って、そういったところ、特にそういう外国人の方などもいれば多言語化したホームページですとか、あるいは非常に住民で多くを占めている外国人向けのパンフレットを作ったりですとか、そういったところで情報提供を努めていくというところが町にできる精一杯のところかなというふうに考えてございます。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） ありがとうございます。町としてできることはないというようなコメントだったのかなと、お答えだったのかと思いますが、それではあまりにも情けないのかなとは思っていますよ。町として何もできない。県任せ、保健所任せ。町でできることは何なのかなって思いますとですね、どういうのがありますかね。例えば、先ほど住民課長からお聞きしましたね合法的に在留しておる外国人の方はまず問題ない。じゃあ合法じゃない不法、これをどうするんだっていうことで、不法の方ってね、結局、役場に来れないんですよ。役場に来れば入管に通報されますから。すぐに強制送還。収容所に一回入って、取り調べ受けて、これは強制送還ということになりますけれども、この間もねスリランカ人の女性が死んじゃって大変な問題になったということなんですけど、彼女の場合はですね、帰るといえばそれでいいんですね。何で帰らないのかなと。だから病気起こして死んじゃったというようなことで、入管が責められますけど、あれはね、法的に全く問題ない。帰らないのが悪いんです。不法滞在というぐらいですから犯罪なんですよ、もう、いるだけで。その辺のところをですねよく考えて、人権もあるんでしょうけれども、その前に、まずいることが不法だと、その辺のところを少し大洗でもどうなんですかね、うまく制度化して、そういうものをなくしていくというようなことは非常に重要なことじゃないかと思うところでございます。

それで、ちょっと総務課長に伺いたいたんですが、例えばですよ、今のような例えば不法滞在の取り締まるような、取り締まるといったらちょっと語弊がありますがけれども、なくしていくような条例を制定できないものか、そういうように思っているんですが、法的にいかがでしょうか。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 和田議員のご質問にお答えいたします。

この法的な部分に関しては、和田議員のほうがお詳しいのかなと存じておりますけれども、不法滞在者につきましてはですね、出入国管理及び難民認定法、通称入管法というものがございまして、その70条を規定にですね、まず罰則規定が設けられております。本人に対してですね。また、不法就労につきましては、不法就労者の場合は雇用主に対しても不法就労防止の観点から在留資格やですね在留期間などのチェックといいますか、確認が義務付けられて、これを怠ると雇用主にも罰則が科せられるというものが、いわゆる入管法に厳格に規定されてございます。

この不法就労、不法滞在をですね、じゃあ町の条例で防げるかというようなことになると、法体系的な問題というかもございますけれども、条例による規制についてですけれども、関係法令といたしまして入管法というものが、上位法とは申しませんが、国のほうできちっと整備されているという体系がございまして、不法滞在や不法就労等についてはですね、この法律をもって罰則規定等が厳格に設けられておりますので、この罰則規定を超えた条例も作れませんし、それ以下の条例、法的なものも作れませんので、現状といたしましては入管法に基づいた対処を地方公共団体でもやっていくというようなことが現実的な状況ではないかと認識しております。以上です。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） ありがとうございます。入管法、例えば雇用者側にはですね不法就労助長罪というのがございまして、300万円以下の罰金、1年以上の懲役ですかね、1年以下かな、そういうのがございますけれども、適用された例というのが非常に少ない。適用されない、案外ね、適用されないですよ。多分、私の知ってる範囲でもそれを適用されたのは大洗では1件か、そのぐらいだと思うんですけどね。それであっては、非常にその、いつまでも不法就労は、今はね、不法就労がほぼぼぼいけませんから、それは問題ないとは思いますが、不法滞在のほうです。じゃあその不法滞在对してですね、どのような手だてがあるのか。これ、警察と入管との連携ということになると思いますけれども、そこの辺でですね、そういう連携に対して生活環境課のほうでどういうふうを考えているのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 和田議員のご質問にお答えしたいと思います。

不法滞在对してのどうするかということですが、そうですね、生活環境課としまして、もしそういう場面がありましたら警察と連携しながら対応していくということになるかと思っておりますし、あとですね、事業所とかそういうところがもし関係しているようであれば、そういうところとも連携を密にしてやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） 先ほどから申しまして、事業所にはほぼぼぼいないですよ。それで、ただ住んでる。どこに住んでるかはわからないですね。それで、私も考えるとですね、不法滞在对に例えば家を貸している。じゃあアパート経営者、大家さんになってくるとは思うんですけどね。その辺に対してですね、何かしらアクションを起こせないのかなと思っておるんですが、これはどうで

しょうか。どちらに聞けばいいのかな。大家さんに対して啓蒙活動とっていくとか、そういうことがまず必要でしょう。それとですね、条例として外国人が住んだ場合は、それ全部町に一回届けるとかですね、その辺のことはできやしないかなと思ってますけど、合法的な人は、もう全く関係ないですよ。その合法じゃないという方たちが入ってきた、家賃してくださいとか来た場合に、じゃあ大家さんに対して、よくわかんない外国人来たら町に連絡くださいねとか、それから、事業者が貸してくれ、例えば大洗町じゃなくて近隣市町村事業者が貸してくれよって来た場合、貸した場合には誰が入ってるかわかるわけですよ。じゃあ外国人が入ってきたといった場合には、一遍そういうのを通知していただいて、あとは在留カード、これを見れば大体わかるわけですから、最近の在留カードはほぼほぼ偽造ができなくなっておりますのでね、在留カードの見方とか、そういうものをもっともっと徹底してやったほうが、そういうことは条例化できないんですかね。その辺のところちょっとまた総務課長に、その辺のところはどうなのかなとお伺いしたいと思います。

○議長（小沼正男君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のようにですね不法滞在、不法就労を防ぐのにはですね、雇用主も含めまして、なぜ不法滞在者、不法就労があるかというところ、そこにある意味労働力とかそういう部分の背景があるのかなとは思いますが、じゃあアパートを借りる時に義務として在留カードの提示ですとかそういうものを求める条例を作って、さあ何かの法律に抵触しないかどうかという問題も逆にございますので、そこは関係法令との絡みもございますので、そういう部分では協力というような部分にとどまる範囲なのかなというふうな認識しております。

また、根本的にはですね、雇用主のほうがちやんと雇う時に明確にですね、先ほど申し上げたとおり、いろんな在留資格ですとか在留期間等をチェックしてですね、少なくともオーバーステイの職員といいますか、そういう方々はうちの会社にはいませんよというような体制をどうやって入管も含め関係部局とですね協力しながら、そういうPRをしていくかというところが問題になってくるのかなというふうな認識しております。宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） ありがとうございます。そのぐらいしかね対応がないんだろうとは思いますが、ただね、今回の私が聞いてるうわさが本当だとすればですよ、不法就労の外国人、不法就労ですから当然不法滞在です。その外国人がクラスターの発生源であるといううわさが私の耳には入ってるんですよ。これが本当かどうかわかりません。仮に本当だとすると、先ほどから申し上げているとおりにですね、まだコロナだからいい。これがSARS、MERS、エボラ出血とかって、そういう本当に危険な感染症だった場合にですよ、その発生源がそこであったといった場合には、もう先に手を打っておかなかったら一体どうなるのと。これで、じゃあ町が何もできません。それでいいのかということですよ。だから、これはね、今、総務課長が言ったとおりに、啓蒙でもいいと思うんですよ。アパートの経営屋さんとか貸家やってる方にですね、事業主は当然それ見る義務がありますけれども、まず見方ができない事業主さんもいっぱいいるんです、在留カードの

見方。これ、住民課長、在留カードの見方ってどういうところで合法か不法かって見分け方は、いかがでしょう、わかります。わかってたら皆さんにちょっと。宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 和田議員のご質問にお答えします。

在留カードのほうなんですけども、就労ができるかどうかっていうのが、はっきり表面に書いてあります。これと、あとはですね、失効しているかどうかっていうのも、ネットで調べられるそうなので、これ、私が見てるの、これネットから取ったチラシなんですけども、こういうものを住民課のカウンターに置いとくのも必要かなと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） まず、外国人がですね大洗で就労している、これ一番多いのは水産加工業だろうと、そういうように思います。だから、まず水産加工業の社長さんたちにも、こういうものをですね徹底して、見方、それで在留カードの場合にですね、表面に「就労可」とか「就労不可」とかって書いてございます。それで、もっとわかりづらいのが特定活動というのがあるんですよ。特定活動。これ、何かというと、ある状態で就労してもいいですよ。例えば、留学生がですねアルバイト行った場合に、これ、裏面にね「特定活動」って書いてあるわけです。それで、特定活動って何だっけ、就労可とか就労不可だったらわかりますけれども、特定活動なんかの場合はいろいろありましてですね、これは住民課長のほうが詳しいかな。もしわかれば、わかんない。

○議長（小沼正男君） 住民課長 五上裕啓君。

○住民課長（五上裕啓君） 和田議員のご質問にお答えします。

先ほどのお話の特定活動、これ、別な言い方すると資格外活動許可のことでしょうかね。こちらがですね、就労制限の主っていうのは表に書いてあるんですが、こちら裏に書いてあります。なおかつ、表面で就労が不可になっている人も裏面の資格外活動のほうは可能になっている場合があります。こちら、1週間に何時間とかそういった制限がありますので、表と裏が一致してない部分がありますということでございます。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） ありがとうございます。そういうので非常にわかりづらいんです。これが不法であるか合法であるかっていうのはね。その辺のところもですね、各事業者さんとか大家さんなんかにはしっかり伝えて、正しい人だけ大洗に住んでいただくとか就労していただく、このような方策が必要だろうと思います。本当に命の危険性のある伝染病が流行っちゃった場合、そっちが発生源だった時に、何もしてこなかったっていうことではね納得できないでしょう。そういうもので、どうなんですかね、これは私はある程度条例化したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、この辺のところの総括をですね町長に願いますか、その前に、せっかくお越しいただいてね、税務課長がおりますので、出番がないという大変失礼に当たりますんで、税務課長、ひとつ今、大洗町、経済的に非常に疲弊している。町税としては一体どうなのかと思うところがございますので、現在の状況、ちょっと説明していただければなと思います。

○議長（小沼正男君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） 和田議員から、現在の町の税収への影響ということ、コロナ禍の税収への影響というご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

コロナによる税収の影響といいますとですね、令和2年度からも国のほうからの特例措置というものがありましたので、これに関してはですね課税の猶予、課税というか納税の猶予であったり、令和3年度でいえば固定資産税の軽減ということがありますけども、議員ご質問の件に関しては経済への影響と、それによる税収への影響ということかと思っておりますので、その件に関しては、令和2年度の収入が減になったことによりまして個人の住民税であったり法人税、こちらのほうが令和3年度に減収になるのではないかというような懸念かと思っております。現在、令和2年度の収入に基づきまして個人の住民税ですね、こちらのほうの賦課をしている状況でございますけれども、去年と比べて、やはり収入が減っていることによりまして税収のほうも減になっているというような状況は見ております。ただ、具体的にですね、今幾らというようなのがちょっとまだ集計が済んでおりませんので、予算ベースで申し上げますと、令和2年度と比べまして個人住民税、それと法人住民税、合わせて約3,200万円ほど減収になるというような見込みを立てております。法人住民税のほう、随時申告のほうがされておりますので、徐々にですねどういった影響があるかというのは明らかになってくるかなと思っております。ただ、そんなに大きな税収の減になるのではないかなと、そんなに影響が大きいというには今のところ感じておりません。以上です。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） ありがとうございます。町の税収に対しては、そんなに影響はない。これは町の体質ですかね、それによるところが大きいと思うんですけども、各産業は結構疲弊しているが、町としてはさほどでもないということで、安心とはいきませんけれども、まあまあそれはそれでいいのかなとは思っております。

それで町長、そういうわけですね、この例えば今の条例化とかですね不法滞在の撲滅という、言い方はおかしいんですけども、極力少なくさしていこうという方策、これをどういうふうにお考えなのか、宜しくお願いします。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 和田議員からのコロナ対策に対する様々な在り方、さらには警鐘については、私も同感であります。25年になりますか、当時は振り返ってみますと、日本人の配偶者、そして2世、3世以外は、むしろもう全員が不法就労ということで、隔世の感があるなというふうに思っております。

私もあの当時、議員をしておりましたが、当時の商工会長、さらには加工組合長と一緒に、また、役員の皆さん方多数列席のもと、東京の法務省まで行きまして、当時の法務政務次官に要請をいたしました。今の時代ではとても考えられない、簡単にいえば不法就労はもうなくしてしまっただけでは我々の職業は成り立たなくなってしまう、不法就労なくすために、何とかこれから新しくできた研修制度を活用して、研修生が来たならばこの不法就労者を全員なくすことができると、そうい

う話を加工組合長と商工会長がされました。そして当時のいわゆる統括官が、いやいやそれはおかしいんじゃないですかと、まずその不法状態を解消してから、その上で研修生が活用できるんじゃないですかと、わかりましたと話して、その研修生が来たら今度は労働力になりますからわかりましたと話をすると、あれあれ、会長さん、研修生は労働力じゃありませんよと、このもうすったもんだが、もう2時間、3時間やって、これはもうらちあかないというようなそんなような現状も本当に隔世の感があります。坂本議員も御存知だと思います。

私は、今、議員がご指摘のように、少し私は何か考え方、甘かったかなというのをむしろ議員から後押しを受けたような感が正直いたします。この間も加工組合の皆さん方がお見えになった時に、このコロナ禍が落ち着きましたら、みんなでこの大洗町から不法在留をなくそうと、そういうものをしっかりとアピールしていこうということで約束をいたしました。今、出入国在留管理庁のほうで、なかなかこの現状で動きにくいというような話を伺っています。彼らは、もう本当に摘発をしたりとかそういうことの権限まで全て持ち合わせておりますので、不法在留の方々からすれば警察よりも税務署よりも何よりも最も恐いのは入管庁だというふうに言われるぐらい非常に大きな幅広い権限を持たれておりますので、私どもそこと連携をしながらしっかりとその不法在留のない町を掲げていく意味でも、また、日本一の観光地を目指すということになってきますと、この辺は非常にイメージダウンにつながってきますから、このあたりをやろうかなというふうな考えでございましたが、今、議員が言われておりますように、安心・安全なまちということも捉えていかなければなりませんし、私も議員と同じように、これは仮説の話かも知れませんが、すなわちその不法在留の皆さん方から感染が拡大したというような話も聞いておりますし、ひとたび不法在留の方々に感染すると、そこから陽性者を特定してしっかりと遮断するということが困難さを極めるというようなお話も伺っておりますので、やはりこれは認められた話ではありませんから、しっかりとこの大元である不法在留の方々、コロナ感染症対策とは少し離れたところに見えるかも知れませんが、しっかりとこのところを総合的に、また、いろいろな意味で考えていったときには、なくすということは我が町にとっても正常化を図る意味で、また、日本一の観光地を目指す意味で、また、何よりは安心・安全というものを住民の皆さん方に理解していただく、また、享受していただく意味でも必要なことだというふうに思っておりますので、今、議員が言われたような形で、早速入管庁ともいろいろ連携をしながら、そして条例制定についてでありますけども、この辺もひとつ研究する必要性があるかと思っておりますので、例えば、まずは入管と連携をして、実数としてある、いわゆるその不法在留の方々としっかりとまず排除をしていく、また、摘発をしていくということにあわせて、今度は次の段階として条例制定をしていって、住民の皆さん方に啓発をしていく。確かにアパート経営の方々であるとか、様々な経営をされている方々からすれば、そういう方々が近視眼的に見れば、もしかしたら自分たちの収入が減るということで抵抗感を持たれるかも知れませんが、広い意味でいえば、決して許容されるものではありませんので、しっかりとコンプライアンス意識を持っていただくということも、また、そういうコンプライアンス意識を啓発するというのも、町行政の役割であるという認識を持って、しっかりとそこら辺は進めていかなければならないと思いま

すので、私どももそういうことをしっかりと推進をしていく。さらには、今申し上げましたように条例制定等につきましても、しっかりとまず研究をしてやっていければなどと思っております。幸いにして我が町、毎週1回、弁護士が、相談窓口として職員の相談窓口として対応して、リーガルサポートをしていただいておりますので、こういう方々と一緒になって、どういう立法技術を駆使していけば立法化ができるのか、そして、どこまでできるのか。確かに今、総務課長が申し上げましたように、法律があればその法律を超えたりとか、法律を従えることはできませんので、特に今申し上げましたように出入国の関係の法律というのは、もう鉄壁な法律で、それに基づいた条例の制定などは、これまで考えられなかったことでありますので、じゃあどこまでできるんだということも踏まえた上で対応できればというように考えておりますので、またいろんな意味でご指摘をいただければと思っております。

それから、この不法在留につきましては、非常に広域的な連携が必要なのかなというような考え方をしております。実は今、議員からご指摘があるように、昔からこの大洗というところは多文化共生社会を許容するような、そういう広い度量がありましたから、茨城県内でも早いうちからこの国際化、ある意味国際化が進展していったということがありますので、逆にいえばここは非常に住みやすい環境になられている。ですから、ひたちなかで感染された外国人の方々も、みんな大洗に住んでいたと。また、鉾田の農業者のところで、いわゆる働いているの方々も大洗で住んでいると。すなわち、その不法在留の方々何かその隠れ蓑として、悪い言葉で言えば、ここで住みやすい環境にあるという、これはいい意味でも悪い意味でも現状でありますので、そういうこともしっかり、ほかの自治体と連携するということが極めて大事なことでありますので、まずは入国管理局、それから入国管理庁、それから警察、そして周辺の市町村との連携、そして何よりも住民の皆さん方にしっかりと理解促進を図ることが大事だと思っておりますので、そういう環境が整い次第、条例化とかいろんなことを考えながらしっかりと対応していきたいというふうに思っております。本当にありがとうございます。

○議長（小沼正男君） 9番 和田淳也君。

○9番（和田淳也君） 時間もそろそろまいりましたので、町長の今、決意をお伺いいたしまして、今後はそういう不法滞在、これが減っていくんだろうという期待をいたします。

先ほど町長のお話ではないですけれども、研修制度やらね何やらかにやら、本当に隔世の感がありますよ。今、結局、労働力としての特定技能外国人制度というのもございますのでね、そういうものをうまく活用していけば、まあこれ、大洗の場合は不法就労のほうは、ほぼほぼゼロだと思っておりますので特に問題ないと思っておりますけれども、近隣の事業所、防災、それから危機管理の面でもですね、こういうようなこのワクチンも打てない、そういうような方たちを、やはりご退場願わなくてはいけないだろうと、そういうようにはつくづく思っております。

時間もちょっとございますけれども、今後の町長の手腕に期待いたしまして終わります。以上です。

○議長（小沼正男君） ここで暫時休憩いたします。なお、会議再開は11時45分を予定いたします。

(午前 11 時 37 分)

○議長（小沼正男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 45 分)

◇ 菊 地 昇 悦 君

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地です。宜しくお願いたします。今日は2項目にわたって質問いたしますが、今、世界中でコロナ感染症と闘い続けているというような状況にあります。そういうなかで日本では緊急事態宣言三度目、これを発出しまして、これの延長と。まん延防止重点措置の適用地域を拡大するというなかで、大洗町は県の感染拡大市町村の指定を受けて、今日までですが、これまでも何回かその延長を繰り返してきたというふうな状況に至っております。

町はコロナ感染対策で様々な取り組みを実施してきましたし、今、コロナ封じ込めのためのワクチン接種が進められており、PCR検査も生活支援にも引き続き取り進んでいるという状況にあります。2年近く、このコロナとの闘いは町の歴史にも残る大きな出来事でありまして、これまでの対応は、これからのまちづくりにも生かしていくということが非常に大事になっているのではないかと、いうふうに考えるものであります。そういう点から、私の今回の議会での質問は、これまでの取り組みの在り方をしっかりとおさえて、効果的だったのか、不足していたことはなかったのか、取り組むべき必要性があったのかと、町民の苦情・意見などを大事にして今後に生かすべきという趣旨での質問となります。

そこでまず町長に伺いたい。高齢者へのワクチン接種が始まっております。私は、この議会に町長に対してですね、町のトップとして、高齢者が今始まっていますが、そのなかで接種を受けるべきだということを進言しようと思っていたんです。ところが、もう既に終えられたということでもあります。この接種した時期は、町内での陽性者が急増するというような状況のなかで行ったわけですが、町民のなかでもそのことについては、それはいいんじゃないかというような声が、私が聞いた限りでは圧倒的だったということで、それを非難する声はなかったです。ただ、申し上げたいことはですね、この町長が接種する上で議会に打診してもらいたかったなというのがあります。一つの危機管理ということを考えて時に、議会はあまり当てにされていなかったのかというような、そんな感じも受けるわけですね。今、目の前に危機が迫っているという時に、一人で判断をするということも、これは当然あります。3.11の時に前の町長が避難せよというような呼びかけを変えて大事に至らなかったということも言われております。そうでない場合もあります。一人で判断をしないということが、より良い結論を導き出せるということにもなるわけでもあります。町長が優先して接種したことを問題視しているわけではありませんが、一つのこの終わったことについてですね、

この取り組みを検証するという事で、危機管理の在り方、これをどうすべきと、どうすべきかということ町長にまず伺います。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 私の先行接種の件でありますけども、同期の議員としてなのかも知りませんが、党派を超えてあたたかいエールと受け止めながらお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

この先行接種であります、結論から申し上げます、私は打たせていただいて良かったと思っております。そして、私はなぜ打たせてもらったのかといいますと、一つはその、人として賛否両論、例えば若い方々が打たれて、大洗町でも福祉関係の施設で打たれた方が2人ほど救急車で運ばれるような状況下になられている、そんなことでまたマスコミでも打てば大変なこと、特に2回目打てば、若い消防職員でも打った方々、次の日、高熱が出たというような話も伺ってます。こういう賛否、恐いという方もたくさんいらして、100%に届かないっていうのはその辺が原因なのかなというふうにも思っておりますが、そういう方々にこれから私は勧める立場にありますので、そういう、人として自分がやったこともないことを人に勧めるというのはどうなのかなというふうに思って打たせていただきました。要は2本打たないと、その後のことが、こうなんだよということを説明することができませんから、特に2本目の番に高熱になるような、また、2本目の番にいろんなことが起こるというようなことも伺っておりますので、私は2本打った段階で何らかの形で、例えば防災無線なり何なりでお伝えをして、皆さん、私はこのとおり健康ですから打ってくださいよというようなお話をしようというふうに思っておりましたが、議員ご指摘のように、議員の皆さん方も私から聞く前に、このマスコミから聞いて驚かれた皆さん方もいらっしゃると思います。本当に皆さん方には、大変こう、不快な思いやら、また、驚くようなその放送だったと思いますので、大変なご心配をおかけしたことはこの場をお借りしておわびを申し上げたいと思います。

危機管理の在り方として、確かに事前に皆さん方にお伝えすればよかったのか、これ唯一絶対的な正しい答えというのは見つからないかも知りませんが、議員の皆さん方にお伝えをすることで、そこで了承をいただいて住民の皆さん方から了承をいただいて打つというような考え方、また、もしそこでじゃあ施策的に必要なものであって、そこで反対されたらどうするんだとか、これマスコミとも私はいろいろやり取りをしたんですが、どの段階でどうしたらいいんだろうかと。そして、賛否についてですけども、どちらかという国民の声は、むしろ首長たるもの打つべしというような声に流されて、論点が刷り替わって、先に言っとけばよかったんじゃないですかという、マスコミもだんだんだんだん論点変わって私のところにアプローチが来ましたが、そういうことに私も流されることなく、菊地議員言われるように、今後の在り方として同じようなことが、ワクチン打つということだけじゃなくて、いろんなことでこれから危機管理に対してしっかりと判断を、責任持って下していかなければならない立場でありますので、私自身、今、菊地議員が言われるように、今回の在り方はしっかりと検証して、私自身もこうすれば良かったかなというような、そういう迷いといいますか反省することも数多くありますので、いろいろと皆さん方のお声に耳を傾けな

がら、これからもしっかりと対応していきたいというように思っております。人として打つということが先行したばかりであります。そうして打つことによって、今度は危機管理につながるということ、私も消防職員とこの間、火事がありましたけど現場へ行って、消防職員とやり取りするなかで、私はこれ感染しても、人が感染しても大変な話ですし、また、判断、次から次へといろんな決裁に職員が見えますけども、私が感染をして決裁ができなくなるとは、これ機能不全に陥ってしまいますので、そういうこともしっかりと住民の皆さん方にご説明しながら、ただ、私自身、今申し上げたようにマスコミで先に報道されたということがございますので、皆さん方にお伝えする機会を逸したと、これは全て私の判断によるものの起因するものでございますので、その辺が良かったか悪かったかということよりは、むしろそこを菊地議員が言われるように、しっかりと総括をして、今後のより良い在り方につなげていければというふうに思っておりますので、また適宜ご指摘いただければと思います。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それでは、次にですね、PCR検査について伺います。

感染拡大を防止するという点から、このPCR検査というのは極めて重要な対策だと思っております。大洗町は全県に先駆けて県主導で取り組んだわけでありましたが、県が目標とした数字まではならなかったというような状況だそうではありますが、3,000円という自己負担もあるようですが、別の声はですね、検査をしても陽性だというような結果が出た時に、家庭とか仕事とか考えると、やらないほうが良いのではと悩んでおられる方もおりました。例えば陽性になった時に、この何だろうな、家庭のなかに住むような環境でない時に、隔離するという事になった時に、じゃあどうすればいいのかというような、この支援体制がきちんと示されていなかったというような不安感です。ね、陽性になった時の不安感、こういうものがなかったということでもあります。そのPCR検査をやるという大変重要な役割を持ちながらも、片方ではそこに参加できなかったというような方もおられたという、これを今後どう生かすのかということも、たった一人の声でありますけども、これもこういうやり方も今後の検証課題、取り組む課題になっているのではないかと思います。どう考えますか。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） それでは、菊地議員のご質問にお答えをいたします。

和田議員のご質問にもございましたけれども、4月・5月に大洗町でも感染が急拡大をしたというところで、そういった状況を受けまして茨城県のほうで県内でここまでの規模は初ということで伺っておりますけれども、大規模のPCR検査のほうを実施をさせていただいたという状況でございます。こちら、農水産の関係の検査と、また、一般検査という形に分けて実施を県のほうでしたところでございますけれども、一般検査につきましては検査総数が4,159名、こちら4,159名に対しまして、ほぼほぼ陰性であったんですけども、陰性が確認された方が4,157名、残りの2名の方が陽性であったというような状況でございます。

菊地議員のほうからのご質問にありましたように、基本的にその陽性になられた方につきまして

は、保健所様のほうの指導に従っていただいて、自宅療養、もしくは入院という形の対応をとっていただくような形になったわけではございますけれども、確かにご家族のお父さん、お母さんとかが検査をされて、小さなお子さんがいる場合にどうしようと、また、高齢者の方の介護が必要なケースもございますでしょうから、そういった場合にご自身が陽性になってしまったらどうしようという不安があるというようなお話も十分理解できるところでございます。

その辺のちょっと直近の状況ということで保健所様のほうに確認をさせていただきまして、やはり保健所さんとしても生活支援的なものも含めていろいろ相談に乗っているということだそうです。ただ、茨城県におきましては、なかなか家のことは家でしたいというような希望が強いということで、なかなか外部の方のお手伝いをいただきながら入院であったり自宅療養というのが、ケースとしてはほぼほぼないということで、例えばご両親が陽性であるというふうに判断された場合には、お子様も濃厚接触という形になってしまうということなので、比較的家庭のなかで面倒を見られるというようなケースが多いということだそうです。そういった時に、茨城県のほうでいばらきコープ様と提携を結んでいるということで、食事の支援であったりとか、そういったものも対応としてはとれるということなんですが、そういったものもほぼほぼ県内のケースではご利用にならないケースがほとんどで、ご親戚の方であったり、ご友人の方が、ご自宅のドアノブに食べ物をかけておくとか、あと、入り口の脇に箱に置いておく、そういった形での支援が多くて、なかなか県のほうで考えているような形での協力ということまでを求められるケースがあまりないということでご伺っております。

そうはいいましても、なかなかその不安な部分ということは当然あるかと思しますので、いろいろなそういう声に耳を傾けてですね、町としても今後、今までの対応のその振り返りというところも含めまして、今後に生かしていくような検討のほうを重ねてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） どのようにフォローするかというような、事細かなことをチラシで書く必要はそんなにないと思うんですがね、でも、安心して受けてくださいというようなことが、やっぱり伝わるようなことが大事だったんじゃないかというふうには思うんですね。是非その辺を深めていただきたいと思います。

さて、去年からですね新聞の一部を振り返ってみますとですね、どこの市や町がコロナ対策としてこんなことを始めたと、連日伝えられていました。ある町がやるならば、我が町もやんなきゃなというような状況にも当時はあったというふうに思います。我々自身のなかにも同じような姿勢があったんじゃないかなんて思っているところなんです。確かにその一つ一つを見ればね、確実にコロナ感染防止へはつながるものでありましたが、しかし、少し立ち止まってみると、どうしても今それをやる必要があったのかどうかというようなものがあったのではないかと、しかしながら、これはコロナだからという、コロナの対策だからということで進んできたところもあったんじゃないかと。

しかしながら、今始まったPCR検査とか、こういうものがですね感染防止の防ぐために非常に役に立つと言われながらも、どこの市町村も重視してこれを取り組んでこなかったというのも一つの事実なんですね。コロナ対応の国の交付金の活用について検証すると、こういう点を検証すると。何が重要で、重点にすべきものは何だったのかということが、そこに接近できるようにしなきゃいけないんじゃないかと、今後のことを考えればですね。今、庁内ではね、職員さんが、今進んでいるコロナ対応で全力を挙げています。けども、そのなかでやるべきだという立場ではありません。是非コロナが収束した時点においてね、振り返ってみる時間がしっかりと取ってですね検証して、今後に生かすというようなことが大事ではないかなというふうには思いますが、この点についてはもう一度伺います。

○議長（小沼正男君） 健康増進課長 佐藤邦夫君。

○健康増進課長（佐藤邦夫君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

先ほども大洗町で一人目の感染確認がなされたのが今年の8月ということをお話させていただきましたけれども、町の対応としましては、それよりも遡ること約半年ですか、令和2年2月26日に大洗町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置をしまして、現在に至るまでおよそ30回ほどの本部会議のほうを開催をさせていただきまして、その時々々の感染の状況、また、国や県の対応状況などを注視しながら、局面ごとに町としての対応協議をしてまいったところでございます。

振り返ってみますと、その時々々のフェーズごとに必要とされる対応も異なっていました。今年の早い段階であれば、マスクでありますとか消毒液、そういった日用品が非常に手に入りにくいというような状況が生じたところから、町の備蓄品を放出をするといった対応から始まりまして、その後、若干状況が落ち着いた後は、国の地方創生臨時交付金を活用させていただきまして医療機関様、また、高齢者施設様の物品等の購入などに当たっての補助のほう、また、そういった経済的な支援策などを講じてまいったところでございます。そういったなかには、例えばマスクでありますとか、現在であれば市場そのものの流通状況が大分改善されまして、行政で支援をせずとも通常に購入ができるようなものも含まれてはいるわけですけれども、その時々々の場面のなかで考え得る対応に努めてきたと考えております。

また、いろいろな対応のなかには、当然検討はしたけれども、なかなか町の規模的、予算的に難しいということも、なかにはあったかと思えます。先ほどPCR検査なども、町の独自の事業として検討してはどうかというようなご意見も昨年いただいていたところではありますけれども、なかなか今回の例えば県で実施したような、やる以上はある程度の範囲に幅広く対応しないと。そうなった場合に、やはり予算的なものもかなり高額なものになってくるということで、実際に実現ができなかったということもございます。町としまして、そういった反省点も含めまして、今までに効果的であったもの、また、実施できなかったもの、そういった取り組みにつきまして検証を重ねまして、今後の対応に生かしてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これまでね昨年度から様々な取り組みを進めてきたという、そういうなか

で高齢者施設についてのね支援、備品が非常に不足していたということで、そこへの支援なども今行ったことが説明いただきました。

その高齢者施設ですが、コロナによってですね非常に困難な状況に置かれているということが言われています。大洗町内でどうだったのかということもありますが、全国的に見ると、昨年度ですね、東京商工リサーチの調べでやりますと、介護保険制度が始まって最大の倒産件数が発生しているということだそうであります。倒産に至らないまでも、廃業とかね、そういうこともプラスされますから、非常にこの介護事業に大きな支障を生んでいるということが言われておるわけですが、大洗町においてはですね、どういう状況になっているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 大洗町の介護事業所の状況でございます。確かに昨年からのこのコロナ禍において、日本全国の高齢者施設、福祉施設のほうですね、倒産したり、あるいは廃業など、数が減少しているという情報は私どもの耳にも入ってきておりますが、幸いにも大洗町町内の事業所、入所施設、通所施設、ともにですねお休みしたりであるとか、あるいはやめられたとか、そういった事業所はありません。それにつきましても、やはり全国的にも高齢者施設でのクラスター感染発生というのが、やはり大きく紙面をにぎわしております、これに関しては私どもも日々やはりものすごく心配しておりましたし、あと町内の特に入所施設ですね、ご高齢の方の寝食をみてらっしゃるそういった事業所については、本当に微に入り細に入り細心の注意を払って運営に取り組んでいたのに非常に感謝をしているところです。実際には、どういった形だったのかというと、その対処の方法からすると、やはり介護施設内にウイルスを持ち込まないということをもう徹底して、介護従事者の感染対策の徹底、PCR検査であるとか、ワクチンの優先接種、それから、個人的な依頼という形にはなるんですけれども、感染拡大地域への遊びに行ったりとか出かけたりするのを自粛してくださいという、やはり事業所内でやはり職員さん同士でお話をされて、そこはものすごく我慢をしてもらったんだというお話も聞いております。

またですね、事業所に入ります外部との接触エリアの限定ですね。配送業者さんなんかおりますけれども、その業者さんの進入場所を限定するであるとか、あと、我々行政なんかとも月に何回か打ち合わせなどしなきゃならないんですけれども、そういったところも会議を書面で行うであるとか、オンラインで開催するであるとか、ものすごく限定されて、しばらく顔を見ていない事業所の方もいらっしゃるんですけれども、そういったところでものすごく努力をしています。

また、入所者様のご家族にもやはりご協力をいただいております。面会制限ですね、今でも確か入所者さんの居室への、ご家族であっても居室への入室は禁止になっていると思います。面会する場所も玄関近くの応接室であったりとか、あるいはオンラインでの面会ということで、そこら辺は徹底してございます。

また、仮にそういったコロナが発生してしまった時の対応訓練としまして、やはり昨年から、もしコロナが発生した場合は、こういった施設内をゾーニングして、こっちが汚染エリア、こちらは汚染していないエリアっていう形のゾーニングをシミュレーションするとか、あるいは必要な設備、

装備なんかの準備ですね。それから、もちろん職員の皆様の研修、訓練をしっかりとやっていただいて現在の結果に至っていると思っております。

また、町内の通所施設、デイサービスですね、デイサービスのほうでもやはり感染予防を徹底しております。やはり毎日通われる方が変わりますので、もうそこは本当に感染対策の徹底ですね、基本に立ち返って、うがい、手洗い、それからマスクの着用、ディスタンス、そこをきっちり守っていただいて、若干ちょっと職員に出てしまった部分があったんですけども、それでも影響というのは最小に抑えられたのかなと考えております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） その県内ですね、先ほどもクラスターの話がありましたが、茨城県が公表しました去年11月からの時点ですが、可能性が否定できないクラスターということで、一番多いのが事業所関係なんですね。その2番目が福祉施設関係26件で、一つの施設で最多104人という、美浦村の施設がね、そういう大きなニュースになりました。こういう状況を見て、やはりその介護施設、高齢者施設の方々が、今お話されたように本当に大変な努力を惜しんで頑張っていて、町内ではそういう状況が発生しなかったということであります。

しかしながら、事業所においてはですね、そういう感染症を防ぐための新たな出費もあったんじゃないかと思えますし、努力すればするほど職員が、その何だろーな、様々ないわれなき言葉を投げかけられるとかね、そういうのもあったような話もありますし、コロナ離職というようなこともあったのかどうかということも含めてね、こういうことが非常に大きな問題になっているというふうに伺っております。

しかしながら、この介護職の職員の賃金というのが産業平均すると10万円安いという、もともとずっと言われてきていると。大変な重労働の割にそういう状況に置かれているということ、これはどうしても改善していかなくちゃいけないというふうに思います。是非ですね、介護報酬の改定時に当たってはですね、今後はやはり国に対して、やはりしっかりとこういう大事な役割を担っている職員の生活を守る、あるいは入所者を守るという点からしてもですね、しっかりとした国の支援が必要ではないかということ、大洗町周辺の関係のこういう力を合わせてですね国に要望していただきたいと思いますというふうに思うんです。この国の負担の割合を上げようというのは、消費税10%の時に自民党政府からも、与党からも出たらしいんだよね。10%アップしよう。ところが、いろいろなことでそれを見送ってしまったというような状況にもあるそうです。ですから、必要性を感じているんだから、是非こういう声はねしっかりと町で受け止めて頑張ってもらいたいというふうには思います。

もう一つはですね、再度、小林課長に伺いますが、いろいろと伺っているようですが、各事業所ね、各事業所、全部対象にして、実際に困っていることとか、そういうコロナでの対応について、やはり検証するという立場から、いろんなことを聞き取って今後に生かすということを進めてもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小沼正男君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 議員おっしゃいますように、昨年来からですね、事業所さんのほうでも、やはりこのコロナ禍で大きな出費でありますとか、あと従業員の皆様の疲弊感はありましたので、国のほうでも一時的なものではありましたが一人当たり5万円の支援金を給付したり、あるいは町のほうからも、先ほど佐藤課長のほうからもありましたけれども、感染防止対策の補助金という形で事業所に、当時は一箱4,5,000円もしましたか、使い捨てマスクの購入であるとか、プラスチック手袋であるとか、やはりないと仕事にならないものを、やはり高いからといって買わないっていう選択肢はないので、そういったところの助けになればということで、町のほうでもそういった補助金の制度を作りましてお渡ししたところで、その辺についてはやはり事業所様からも非常に感謝されて、有効であったのかなと考えております。

また、先ほどですね検証して欲しいというお話だったんですけども、私、福祉課の介護保険系のほうで事業所会議というのを毎年設けておりますので、是非この次の会議の時には、こういった話が聞けるか要望をちょっと取ってみたいと思っております。以上です。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それではですね、次に原子力行政のなかでも避難計画策定の取り組みについて伺います。

今年の3月18日、水戸地方裁判所は、東海第二原発の運転差し止める判決を出しました。その理由は、避難計画は策定が困難であって、人格権を侵害する恐れがあると、日本のなかでは初めての判決でありました。30キロ圏内に住む94万人の避難は、できないというふうに考えていた住民の不安の声を裁判所が受け止めたというような、そんな判決だったと思うんですね。

ただ、これはですね、裁判で勝ったとか負けたとかということではなくて、司法はこういうふうに考えているんだよということをメッセージをですね、社会全体に投げかけてくれたというふうに見ることが必要ではないかと。改めて行政、あるいは町民に対してもですね、考えるきっかけをつくってくれたと、このように受け止めて今回はですね避難計画について真面目にですね、本当に真面目に考えて、互いに考えていきたいというふうに思い、質問するものであります。

真面目に考えなきゃいけないというのは、これはですね、福島教訓なんですよ。津波の被害が発生するということが自社内、東京電力内からもそういう声が出ていたのにもかかわらず、お金がかかるとか、まあそんなことはないだろうというようなことで、本当に真面目ではなかったと思うんですね。それが私思ってるんです。真面目に考えなきゃいけないんです、本当に。命に関わって、ふるさとが本当になくなってしまおうというようなことにもつながっていくというぐらいの状況になっています。

そこでですね、まず直近では、町内に立地する原子力機構の高温ガス炉、これが7月に再稼働させるという計画が示されておりますが、日時は確定しているのかどうか、町にそれが伝わっているのかどうか、話があってね、来月のことですから当然だと思うんですが、どうなっていますか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

HTTRの稼働の日時ということでございますが、今現在のところ、7月末ということで町のほうでは聞いております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 次にですね、避難計画策定について伺いますが、策定に当たっては、避難先として千葉県内の4市2町となっていますが、各自治体の避難場所の状況は確認されているのか伺います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

千葉県内の避難先の現状を確認しているかということかと思いますが、まずですね避難先です。ね千葉県の6市町ということで、平成30年に協定のほうを結んでおります。その際にですね当時の町の担当者のほうが数日かけて現場のほうは確認しています。しかしながらですね、私を含めてですね人事異動により職員の担当も変わっておりますので、こちらにつきましてはですね、再度現場のほうをよく確認していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非ね、これ、真面目に考えればですよ、避難先をきちんと知っておくということは、これは当然だと思うんですね。是非やっていかなきゃいけない課題だと思います。

前任者の方々が避難所を確認したというふうに今言われましたけれども、そのなかで何か課題として実感したものがあるといふふうに伺っているのでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 菊地議員の再度のご質問にお答えいたします。

当時ですね担当のほうから課題ということでございますが、やはり基本ですね移動する際、車で移動する方がアンケートの結果等もありますけれども、そういう方が出ておりますので、車の駐車場所なんかもどうしようかというような話があったと聞いております。千葉県の避難先の担当の方とも、その辺のほうを打ち合わせを行いまして、一旦やはり広い場所が必要だということで、その辺の場所も確認しているというようなことで聞いております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） わかりました。それです。ね、これからは新たな課長になりまして、これから現地確認したいということではありますが、その際ですね、問題意識持っていかなきゃやっぱりならないと思うんですね。ただ見るだけじゃ駄目だと思うんですね。町民が直近で避難生活をしたという経験を持ったのは3.11の時、この時は多くの方が避難をしております。その時に様々なことが体験として感じているものがあつたと思うんです。ありますね。そういうことも踏まえてですね、避難所には一体何が必要なのか、どうあるべきなのかということが、そこから見えてくることもあると思うんですね。ですから、当時の記録をたどってですね、残っていると思うんですけども、是非そういうことも踏まえながら現地を確認していただきたいなというふうに思います。

そういうなかで千葉県の避難する計画なって現地に行ったとしても、もしそこが風下だったらば

どうするんだと、ことを考えなければならぬと思うんです。風下に避難して安全だと思う町民はいないと思うんですよね。まさに被ばくをもち、被ばくをしてしまうということ、これは普通に考えれば誰しもがそう思うでしょう。そこで茨城県は、当初は1カ所の避難先を指定しておりましたが、さらにそれをほかの方向にも避難するということを定めておりますが、これが町の避難計画に今、反映されているのかどうかということ伺います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

当初の避難先のほか、ほかの避難、そこに避難できない場合にほかの避難先を確保できるかというご質問かと思いますが、こちらにつきましてはですね、二次災害等そういうことも考えてございまして、まずは当初の決めております、協定で結んであります千葉県の6市町に避難ということになります。そちらが無理な場合はですね、県のほうで調整しまして、そのほかの自治体をお願いして決めていくというような流れとなっております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 大洗町は千葉だけじゃなくて、ほかの方向もね、きっちりと避難先として定めていくということが求められていると思います。

さて、その避難計画の策定ですが、町はアンケート調査を実施いたしました。そして、そのアンケートでは記入をするに当たってのお願いとして、世帯全員が自宅にいるという、その時に避難が必要になった、このことを前提にしてお答えくださいという、そういうアンケートなんです。あえてこの前提にしたのは、どんな理由なのかということでもあります。町民はですね、真面目に考えれば、もし原発事故が起きて避難しなければならない時に考えることは、家族が一緒でなくてばらばら、最悪な状況を想定する。本当に困ったことを想定するんですよね。夫、あるいは自分が、妻が水戸に仕事に行っていて、子どもが学校に通ってる、あるいは保育所に通っているというようなばらばらの状況、そういうことも想定して、一体どうすればいいんだというようなことで悩むわけですよね。そういうことを抜きにして、みんなが一緒になっていることを前提に答えてくださいというようなアンケートの取り方はいかがなものかと思うんですが、あえてこのようなことにしたのはどういう理由なのでしょう。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

まず、アンケートのですね基本的なことを話させていただきますと、まずアンケートにつきましては、昨年の9月から10月にかけて18歳以上の世帯主2,000人を対象にアンケートのほうを行わせていただきました。回答数でございますけども855人の回答がありましたので、回収率としましては42.8%ということになっております。

このアンケートですね、町民の皆さんがですね、どのような状況において避難を開始するか、避難手段として何を活用するかといった計画策定時の参考となる事項を確認するということがアンケートのほうを実施させていただきました。

そこで、先ほど議員がおっしゃいました世帯の方が全員自宅にいる時という理由でございますけれども、まずですね、原子力災害の基本としましてはですね、まず、放射性物質からの被ばくを避けるということが重要でございます。町としてもですね、まずは屋内退避をしていただくということが重要と考えております。もちろん事故の進展の状況を見なくてはいけませんけれども、まずは屋内退避が重要ということになっております。そういうことで帰宅すること、そうですね、例えば勤務先にいる方については、基本としては帰宅することを原則として建物内にいることによりまして放射線の影響を低くするというような考えでございます。ですので、その後、事故の進展の状況によりまして、そこから一時移転や避難は必要となった場合ということになりますので、避難をする時というものは自宅にいるということを想定しておりますので、アンケートにつきましては世帯の方が全員自宅にいる時という前提でアンケートを行わせていただきました。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 一見聞くとね、合理的なようなお話なんです、それは段階論でね計画を作っているからそういうことにもなっていくんだと思うんです。ただ、そういう段階的に進んでいくかどうか、原発事故のね、放射能を出した時に進むかどうかというのは、これはまた別であって、いきなり避難しなきゃいけないというようなことだって有り得ます。アンケートの取り方がそういう前提で取ったということであれば、それでよしとするんでしょうけれども、町民の思いは、ちょっとかけ離れているのかなというふうには思います。

そこでもう一点はですね、このアンケートが実施されたのは、今言われたように昨年です。6月2日付で内閣府の原子力防災担当官から新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた原子力災害時の避難計画の策定が求められました。大洗町もそのことが届いていると思いますが、しかし、このアンケートでは、この点に係る質問は盛り込まれませんでした。町民の思いを知ること、この大きな不安を知ること、できないことになったわけでありまして、このコロナ感染の対策、計画にどのように盛り込んでいくのか伺います。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 菊地議員の再度のご質問にお答えをいたします。

まずですね、そのアンケートのほうにコロナ関係の項目がなかったのではないかとということですが、こちらですね先ほども申し上げましたが、このアンケートを通しましてはですね、事故のあった際にですねどのような行動をとるかというような内容で実施させていただきました。

その内容でございますけれども、少しご説明させていただきますと、まずですね、避難を開始するタイミングというもので質問をさせていただいた答えですけども、町からの避難指示が発令された時ということで56.4%、次にですね、町から屋内退避の指示が出たらということで15.7%、また、重大事故が発生したら12%ということになっております。またですね、避難先をどこにするかということでの回答につきましては、町が協定を締結している千葉県の六つの市や町と答えた方が47.6%と最も多かったと。次に県内や県外の親戚、知人宅が39.1%ということになっております。

もう一つ紹介させていただきますと、避難の手段の回答につきましては、自家用車が70.3%と最

も多く、次に県や町が用意したバスが11.5%ということになっております。このような内容でございますので、実際ですねコロナ対策として気をつけなくてはいけないということですが、こちらはですね避難所での対策とか、あとは移動の際の対策ということになりますので、このアンケートにおきましては、どちらかという住民の方がコロナの対応をどうするというよりも、行政のほうでそこは考えるべきというようなことでアンケートのほうには入っていないということでございます。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） コロナ対応は行政側の責任だということをおっしゃったので、その点をしっかりと取り組んでもらいたいと思いますが、さて、計画を作る、新たな計画を作ることで、それが備わるものではなくて、既にこの計画に基づいて進められているわけです。その原子力災害にかかわらず、自然災害についても同じようなコロナ対策ということが求められている。それがきちんと今、今現在ですね、今現在、万全だと言えるような状況にあるんでしょうか。

○議長（小沼正男君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 菊地議員の再度のご質問にお答えいたします。

コロナ対策が万全かということでございますが、コロナ対策としまして町のほうでも仕切りを、パーテーションだったりそういうものを用意させていただいてまして、そういう備蓄にですねそういうものを用意させていただいております。そこが万全かということでございますが、そのあたりについてはですね、訓練等一つ一つ検証を行いながらですね、その辺は実際に動いたりして課題の解決ということで、一つ一つ詰めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 時間なくなってきましたが、そこですね、初めに高温ガス炉の運転予定日を聞きました。いまだ7月下旬という日時が定まっていないというそんなことを聞いて、事業者側のね何を考えているのかなと、まだ決まってないならば決まってないとはっきりと言って欲しいなというふうに思いますが、この避難計画書は町のスケジュールではですよ、7月の中旬にはこの計画を決定する。そして7月下旬には町民に公表するという、そういうスケジュールにあるんですね。しかし、そのなかで今お話されたように、コロナ対応では十分な計画と、備品とかね、そういうものが備わっていないと、まだ完了していないと、一つ一つ課題をクリアしなきゃいけないというふうにお答えいただいたわけでありまして。そういうことを考えれば、HTTRはね、7月の下旬に再稼働したいということは、とても無理なんじゃないかと、避難所の体制が整っていない、これは非常に重要なことですよ。こういうことを考えれば、まず有り得ないなど。

また、もう一つは、計画のなかでは5キロ圏内ということで、5キロできっちりとそこで収まるのかどうかという、普通に考えればですよ、もう5キロ圏内と圏外というのは一本の線ですから、そういうことじゃなくて、じゃあ外の人はどうするのかということも対応をとらなきゃいけないと思うんです。そういうことをいろいろ考えていけばですね、やはり収束するまで、コロナが収束するまでは、運転を延長して欲しいということを町はですよ事業者側に言っても、もうこれはいいんじゃない

ないかと、言うべきでないかというふうには私は思います。これは町長の、もう考え方に尽きると思うんですね。是非、向こうもですね、町内にあって共存共栄ということを言ってる事業所ですから、お互い信頼感を持って話し合いを進める関係にあるんじゃないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小沼正男君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員には住民の思いに寄り添った形でのご質問、ご提言だというふうに思っております。

今の件でございますけれども、期せずして明日、事業者の説明会もございますので、その場でガンガンやっただけだと思っておりますが、一つはやはり信頼関係というのが大事です。今も副町長と話したんですが、今の制度上は、我が町のこのいわゆる避難計画ができていなくても防災計画がありますので、その計画を基にH T T Rは稼働することが可能だそうです。しかし、私の考え方として二つ重要なことがあります。まずは、避難計画を策定するに当たって、7月に向こうはいわゆる再開したいということですが、稼働したいということですが、もうその稼働に合わせた形で避難計画、すなわち避難計画がずぼらになってしまいますから、そこに合わせますと、どうしても日程ありきの避難計画の作成ということはないということ。それからもう一つは、今申し上げましたように現行制度上はそのまま避難計画を作らなくても稼働することがオーケーでありますけれども、いろいろ今の環境下を見ますと、先ほど冒頭、菊地議員からも裁判のお話が出ましたけれども、そういうような皆さん方の何と申しますか許容するような環境になってないんじゃないかというふうに私も認識をいたしております。よく言われるように、もう安心と安全は全く別物、いくらどんなに法制度的にも技術的にも安全だよということを説いても、これは安心感というのは別なところにありますから、先ほどの5キロも同じであります。いくら5キロまで対策をとれば大丈夫だよといっても、その5キロの少し外側にいる方からすれば、安心感を得られるということにはつながりませんので、やはりそこから考えますと、しっかりこの我々としては防災計画というか避難計画を作るまでは、稼働しないでいただきたいという要請。そして、そのコロナのなか、いわゆる複合災害を心配されてのお話だと思いますけれども、これについてはどのような在り方がいいのか、今唐突に私も議員からご質問いただきましたので、少しここはしっかり考えながら、どうあるべきか、コロナもいつ収束するかわかりませんから、そうなってくると事業計画とか国のエネルギー政策のなかでの位置付けというものがありますので、この辺のこともしっかり考えながらやっていかなければならないというふうに思っております。

ただ、複合災害については、やはりコロナにかかわらずいろんな状況下が想定されますので、これもしっかり実効性あるものを作っていかなければならないと思っておりますし、また、この一番厄介なことは、何をもって実効性があるといえるのかと。本当にこの災害が起きて、そして、災害が収束して初めてあの計画が良かったものであるのか、悪かったものであるかっていうのは、終わってみて初めて総括できる話ですから、まだ何も起きてない段階で、いくらどんなにシミュレートしていても、これが実効性があるものかどうかというのは計り知れないところがございますので、

そういうことも十分に留意しながらやっていくということ。それから、何よりもかによりも、まず第一番目には事業者がしっかり安全管理を徹底するということが、これはもう大事でありますので、その辺のところは、明日もその説明会がございますから、その場でしっかり連携することで緊張感を持った関係を、決してそのA Bでけんかするわけではありませんけれども、事業者とけんかするということではありませんが、やっぱり緊張感を持って常にその第一に安全、第二に安全、第三に安全も、常にもう一から十まで安全管理に徹底していただく。しかし、そうはいつでもヒューマンエラーがありますから、もしもの時の私どもはしっかりとした危機管理体制の整備ということをしていくというのは、もうこれはいわずもがなでありますので、そういう菊地議員が言われたような形、住民の思いとして私どもも受け止めて、何が最良であるのか常に、ベターではなくてベストを求めて対応していきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小沼正男君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 町長はね、3月の議会の際にも安心と安全ということで、非常にわかりやすくきっちりと答弁されて、今回も同じ立場でお答えいただきました。

先ほど言った町民アンケートのなかですね、私が注目したことがあるんですよ。それは日本原電に対しても、あるいは原子力機構に対しても、事故時に関する正確な情報とかね迅速な情報をきっちりとやって欲しいというのが70数%、どっちがその要望が高いかという、原子力機構に対して、より身近にありますのでね、それがもう80%近い、そういう町民の願いでありました。こういうことを考えると、やはり今、町長が言われたようにですね、行政が町民から信頼されるということが、その発信することがね、非常に大事だと、それが基本だということを改めて私は感じたところであります。是非そういう立場で、また頑張って取り組んでいただきたいと思って質問を終わります。

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（小沼正男君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日10日午前9時30分から、3名の議員による町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午後12時45分

